

平成 2 7 監査年度

定期監査の結果に関する報告

愛知県監査委員

目 次

第1	監査の実施状況	1
1	基本方針	1
2	監査対象機関	1
3	監査実施方法	3
4	監査対象事務	3
5	重点項目	3
(1)	資金前渡（公共料金口を含む。）について	3
(2)	県に事務局を置く任意団体の会計処理について	4
(3)	新公会計制度について	4
(4)	貸付金の債権管理等について	4
6	監査実施時期	5
第2	監査の結果	6
1	概況	6
(1)	分野別	6
(2)	部局別	7
2	監査結果	8
(1)	重点項目	8
ア	資金前渡（公共料金口を含む。）について	8

【指導事項】	資金前渡員口座（公共料金口）への電話料金等の支出命令手続を失念していたもの （合規性）	8
【指摘事項】	民生委員・児童委員に対する活動費用弁償費等の交付に必要な資金を私費で立て替えていたもの （合規性）	9
【指導事項】	教職員に対する給与・旅費の支給が遅延していたもの （合規性）	11
【指導事項】	資金前渡員口座（公共料金口）への水道料金等の支出命令手続を失念していたもの （合規性）	12
イ	県に事務局を置く任意団体の会計処理について	14
【指導事項】	団体内部において、適正に監事監査が行われていなかったもの （有効性）	14
【検討事項】	スポーツ関連の任意団体の収入、支出手続について、検討が必要であるもの （合規性）	15
ウ	新公会計制度について	16
エ	貸付金の債権管理等について	19
【指摘事項】	看護修学資金貸付金について、長期にわたり適切な債権管理を怠っていたもの （合規性）	19
【指導事項】	同和くらし資金貸付金において、一部の借用証書が保管されていなかったもの （合規性）	26
(2)	収入	28
【指導事項】	証紙収納実績額を誤って報告していたもの （合規性）	28
【指導事項】	診療報酬の再請求事務を失念していたもの （合規性）	29
【指導事項】	行政財産の特別使用許可において、使用料の算定を誤っていたもの （合規性）	30
【指導事項】	行政財産の特別使用許可において、事業者が負担すべき電気料金の実費算定を誤っていたもの （合規性）	32

(3) 支 出	34
【指摘事項】 変更契約手続を行わずに追加工事を施工させ、追加工事費の一部を別の工事契約において工事代金に上乗せして支払っていたもの (合規性)	34
【指導事項】 契約手続及び支払事務が適正でなかったもの (合規性)	34
【指導事項】 給与所得に該当する手当について、所得税の源泉徴収をしていなかったもの (合規性)	36
(4) 人件費・旅費	38
【指導事項】 職員の手当が過支給となっていたもの (合規性)	38
【指導事項】 週休日における勤務について、必要な手続が行われていなかったもの (合規性)	39
【指導事項】 週休日における勤務について、必要な手続を誤っていたもの (合規性)	41
【指導事項】 職員の手当が過支給となっていたもの (合規性)	41
(5) 財産・物品	43
【指導事項】 毒物及び劇物について、適正な保管・管理が行われていなかったもの (合規性)	43
【指導事項】 長期にわたり公用車使用承認・公用車運転日誌の確認がなされていなかったもの (合規性)	45
【指導事項】 行政財産の使用許可の手続を行わずに施設を使用させていたもの (合規性)	46
【指導事項】 物品の廃棄に当たり、必要な手続が行われていなかったもの (合規性)	47
(6) 委 託	48
【指導事項】 委託業務契約の締結前に業務が行われていたもの (合規性)	48

(7) 工 事	49
【指摘事項】 工事請負契約に係る事務手続が不適切であったもの (合規性)	49
【指導事項】 道路改良工事請負契約において、設計金額に誤りがあつ たもの (合規性)	51
(8) 補助金	52
【指摘事項】 補助金の返還命令を失念していたもの (合規性)	52
(9) 事務事業	54
【指摘事項】 行政処分が違法とされたことから、多額の損害賠償金が 支払われたもの (合規性)	54
(10) その他	55
【指摘事項】 消費税及び地方消費税の額の契約書への記載を誤るとと もに、仕入税額控除に係る必要な措置を行わなかったもの (合規性)	55
【検討事項】 工事の請負契約において契約により定められた材料とは 異なる材料が使用されることを防止するため、請負契約 上の必要な措置及び工事の監督の方法等について検討 を求めるもの (有効性)	56
第3 監査意見	57
1 資金前渡（公共料金口を含む。）に関する事務について、適正な事務処理を求 めるもの (合規性)	57
2 契約事務について、適正な執行の確保を求めるもの (合規性)	57
3 県に事務局を置く任意団体について、適正な会計処理を求めるもの (合規性・経済性・有効性)	58

4	不利益処分にあたって、適法性の確保を求めるもの (合規性)	59
5	毒物及び劇物について、適正な保管・管理を求めるもの (合規性)	59
6	新公会計制度について、正確な財務諸表の作成に向けて一層の取組を求める もの (合規性・有効性)	60
7	看護修学資金貸付金の返還免除又は返還の手続が行われていない者の早期解 消及び適切な債権管理を行うための体制の確立を求めるもの (合規性)	60
8	看護修学資金貸付金以外の貸付金で貸付けの目的が達成されたときに返還を 免除する制度を有する貸付金について、返還免除又は返還の手続を促進する よう求めるもの (合規性)	61

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の実施状況

1 基本方針

監査の実施に当たっては、本県における事務事業の執行全般について、合规性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点も含めて監査を実施した。

また、包括外部監査の結果等にも留意して監査を実施した。

(1) 合规性 …… (ルールを守っているか)

事務事業の遂行及び予算の執行が、予算や法律、条例、規則等に従って適正に処理されているかという観点

(2) 経済性 …… (ムダな経費をかけていないか)

事務事業の遂行及び予算の執行が、より少ない費用で実施できないかという観点

(3) 効率性 …… (より成果のあがる方法はないか)

同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという観点

(4) 有効性 …… (目的にかなっているか)

事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果をあげているかという観点

2 監査対象機関

平成 27 監査年度の監査対象機関は、次のとおりである。なお、地方機関の出張所等については、その属する地方機関に含めて監査を実施した。

区分	機関数	監査対象機関
本庁	171	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県財務規則第2条第2号に定める本庁各課 愛知県財務規則第2条第2号に定める警察本部の会計事務を担当する課及び同規則第4条第6項に定める知事が指定する職にある者の所属の課(警察本部の課) 愛知県企業庁組織規程第4条に定める課 愛知県病院事業庁組織規程第4条第1項に定める課
地方機関	334	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県財務規則第2条第4号に定める知事が指定する「かい」※ 愛知県企業庁組織規程第12条第1項に定める出先機関 愛知県病院事業の設置等に関する条例第3条の2第3項に定める病院等
計	505	

※かい 県が設置している地方機関等で、歳入・歳出予算を執行することができるもの。県民事務所、保健所、農林水産事務所、建設事務所、県立学校、警察署などを指す。

部 局 名	対 象 機 関 数			委員監査実施機関数			事務局監査実施機関数		
	本庁	地方機関	計	本庁	地方機関	計	本庁	地方機関	計
政策企画局	5	1	6	5	1	6	5	1	6
総務部	9	15	24	9	7	16	9	15	24
振興部	8	-	8	8	-	8	8	-	8
県民生活部	8	3	11	8	1	9	8	3	11
防災局	3	1	4	3	0	3	3	1	4
環境部	6	1	7	6	0	6	6	1	7
健康福祉部	11	30	41	11	11	22	11	30	41
産業労働部	9	14	23	9	4	13	9	14	23
農林水産部	12	18	30	12	12	24	12	18	30
建設部	17	11	28	17	11	28	17	11	28
会計局	3	-	3	3	-	3	3	-	3
企業庁	7	7	14	7	4	11	7	7	14
病院事業庁	2	4	6	2	2	4	2	4	6
議会事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
教育委員会	10	182	192	10	23	33	10	182	192
警察本部	56	47	103	56	15	71	56	47	103
選挙管理委員会事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
監査委員事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
人事委員会事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
労働委員会事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
計	171	334	505	171	91	262	171	334	505

3 監査実施方法

監査委員による監査（委員監査）及び事務局職員による監査（事務局監査）を実施した。

また、環境調査センター及び企業庁経営管理課の監査に当たっては、監査法人に監査の基礎となる事項の調査を委託した。

なお、愛知県監査委員中野治美及び神戸洋美は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、議会事務局に係る監査に加わらなかった。

4 監査対象事務

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、主として、平成 26 年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行全般を対象に定期監査を執行した。

5 重点項目

次の事項について、重点的に監査を実施した。

(1) 資金前渡（公共料金口を含む。）について（全庁）

資金前渡とは、債権者及び債務金額が未確定のもの、その履行期が到来していないものなど、特定の経費について、会計管理者などが、県の職員又は他の地方公共団体の職員に対し、あらかじめ資金を概括的に交付し、その職員（資金前渡員）により正当債権者に対して支払をさせるものである。

資金前渡できる経費は、小口の現金、多人数に対する少額の支払、あるいは会計機関の所在地以外の地において支払をするなど、直ちに現金をもって支払をしなければ事務の取扱いが不便であり、支障があるような経費、その他公共料金口を利用して支払う自動口座振替の対象とされた経費である。

資金前渡員に指定された職員は、現金を扱うため、その管理を慎重に行う必要があるが、定期監査において、これまでも不適切な事務処理が見受けられたことから、資金前渡（公共料金口を含む。）の事務処理について、監査を実施した。

(2) 県に事務局を置く任意団体の会計処理について（任意団体を所管する部局）

県に事務局を置く任意団体の会計処理については、県の財務に属する事務ではないが、県職員が職務として任意団体の会計処理を行っている場合は、県の事務事業として適正に執行されなければならないのは当然である。

また、過去においては、任意団体の会計処理を行っていた県職員が、当該団体の現金を横領する事件も発生している。

このため、県に事務局を置く任意団体の会計処理について、監査を実施した。

(3) 新公会計制度について（総務部、建設部、会計局）

本県では、平成 25 年 4 月から新公会計制度を導入し、平成 26 年 9 月議会に、新公会計制度に基づく初めての財務諸表となる平成 25 年度財務諸表が、歳入歳出決算書等の法定書類を補足する資料として提出された。また、平成 27 年 9 月議会には、平成 26 年度財務諸表が提出される予定である。

新公会計制度の導入目的は、従来の官庁会計による決算書では見えにくかった資産や負債といったストック情報や減価償却費などを含めたフルコスト情報を財務諸表という形で開示して行政運営の結果の説明責任を充実させること及び財務諸表の情報を活用した行政評価の結果を予算編成にフィードバックするなどして組織のマネジメント力を強化することであり、正確な財務諸表が作成されることで、制度の導入目的が果たされる。

このため、平成 27 年 7 月 21 日に会計局から提出のあった平成 26 年度財務諸表について、その正確性の監査を実施した。また、地方機関の定期監査において、依然として会計処理の誤りが多数見受けられたため、制度等所管部局による指導状況についても監査を実施した。

(4) 貸付金の債権管理等について

（県民生活部、健康福祉部、産業労働部、農林水産部、教育委員会）

健康福祉部が所管する看護修学資金貸付金において、職員による不適切な債権管理が原因で、返還免除又は返還の手続が終了していない多額の債権が存在することが平成 26 年度末に公表された。

健康福祉部内で調査を行った結果、不適切な債権管理の実態として、貸与者

台帳への記入を怠っていたこと、返還免除又は返還の手続が終了していない者への督促を怠っていたこと、関係書類を廃棄していたことが明らかとなった。

このため、看護修学資金貸付金について、債権管理の状況、これまでの事務処理体制等について監査を実施した。

また、リスクアプローチの観点から、県が実施している他の貸付金のうち、看護修学資金貸付金と同様に、貸付けの目的が達成されたときに返還を免除する制度を有する貸付金、貸付けの相手方が個人である貸付金等について監査を実施した。

6 監査実施時期

平成26年11月4日から平成27年8月3日まで

第2 監査の結果

1 概況

注意改善を必要とする事項が、次のとおり 38 件見受けられた。

なお、注意改善を必要とする事項の区分は、次のとおりである。

○ 指摘事項

- ① 法令等に違反すると認められるもの
- ② 故意又は過失による事故等で、県に損害が生じていると認められるもの
- ③ 経済性、効率性又は有効性の観点から改善を要すると認められるもの
- ④ その他改善を求める必要があると認められるもの

○ 指導事項

指摘事項①から④までの項目に該当する場合で、その程度が軽微なもの

○ 検討事項

その他問題点又は疑問点がある場合で、改善に向けて検討を指示する必要があると認められるもの

(1) 分野別

(単位：件)

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
重 点 項 目	2	6	3	11(7)
収 入	0	4	0	4(3)
支 出	1	2	0	3(4)
人件費・旅費	0	4	0	4(7)
財産・物品	0	9	0	9(3)
委 託	0	1	0	1(1)
工 事	1	1	0	2(2)
補 助 金	1	0	0	1(1)
事 故	0	0	0	0(1)
事 務 事 業	1	0	0	1(1)
そ の 他	1	0	1	2(5)
計	7(3)	27(28)	4(4)	38(35)

※ () 内は前監査年度の件数を示す。

(2) 部局別

(単位：件)

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
政 策 企 画 局	0	0	0	0(0)
総 務 部	0	1	0	1(3)
振 興 部	0	0	0	0(1)
県 民 生 活 部	0	1	0	1(1)
防 災 局	1	0	0	1(0)
環 境 部	1	1	0	2(0)
健 康 福 祉 部	3	4	0	7(6)
産 業 労 働 部	1	0	0	1(0)
農 林 水 産 部	0	3	0	3(2)
建 設 部	0	2	0	2(3)
会 計 局	0	0	0	0(0)
企 業 庁	1	1	1	3(2)
病 院 事 業 庁	0	4	0	4(1)
議 会 事 務 局	0	1	0	1(1)
教 育 委 員 会	0	5	3	8(11)
警 察 本 部	0	4	0	4(4)
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0(0)
監 査 委 員 事 務 局	0	0	0	0(0)
人 事 委 員 会 事 務 局	0	0	0	0(0)
労 働 委 員 会 事 務 局	0	0	0	0(0)
計	7(3)	27(28)	4(4)	38(35)

※ () 内は前監査年度の件数を示す。

また、地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、監査結果の報告に添えて
監査意見を付した (第 3 監査意見に記載)。

2 監査結果

注意改善を必要とする事項の内容は、次のとおりである。

なお、それぞれの事項に、主にどのような観点（合規性、経済性、効率性、有効性）から、注意改善を必要とするかを括弧書きで付記した。

(1) 重点項目

ア 資金前渡（公共料金口を含む。）について

監査対象機関の資金前渡（公共料金口を含む。）について、監査を実施した。

区 分	監査実施機関数	対象とした資金前渡員の数
本 庁	20 部局 171 機関	398 件
地方機関	13 部局 334 機関	2,123 件
計	20 部局 505 機関	2,521 件

監査の結果、注意改善を必要とする事項が、次のとおり見受けられた。

【指導事項】資金前渡員口座（公共料金口）への電話料金等の支出命令手続を失念していたもの（合規性）

該当機関 豊川保健所

電話料金、水道料金及び社会保険料の支払については、県では通常、自動口座振替に用いる資金前渡員名義の口座（公共料金口）からの引落としにより行っている。この支払による場合は、支払期日に必要な資金を口座に預け入れておくこととされている。

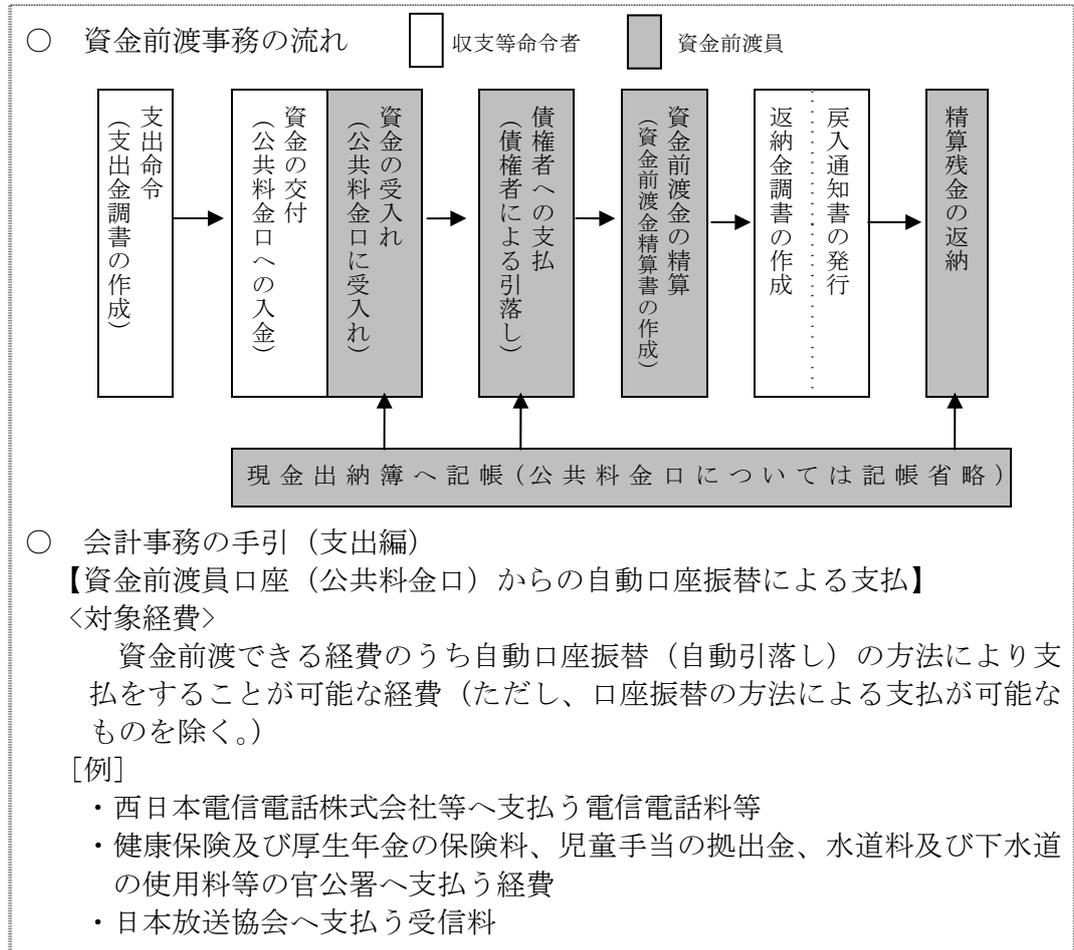
豊川保健所では、支払期日が4月末及び9月末の電話料金、支払期日が6月末の上下水道料金について支出命令手続を失念したことにより、既に入金されていた社会保険料を支払うための資金から電話料金等が先に引き落とされ、社会保険料が支払期日に引き落とされなかった。

社会保険料については、後日、年金事務所が発行した納付書に現金を添えて、銀行窓口で納付の手続が行われた。なお、延滞金は発生していない。

このように、資金前渡員口座（公共料金口）からの支払については、支

払期日が定まっているにもかかわらず、その経費の支払遅延が複数回繰り返されていたのは、同保健所におけるチェック体制が機能していなかったためである。

<参考>



【指摘事項】 民生委員・児童委員に対する活動費用弁償費等の交付に必要な資金を私費で立て替えていたもの（合規性）

該当機関 東三河福祉相談センター

民生委員・児童委員に対する活動費用弁償費及び民生委員協議会会長に対する民生委員協議会会長活動費（以下「弁償費等」という。）については、愛知県民生委員・児童委員活動等費用弁償費交付要綱において、福祉相談センター長が資金前渡の方法により資金を交付することとされている。

東三河福祉相談センター長（以下「センター長」という。）は、市の福祉事務所長等を資金前渡員に指定して、年2回、弁償費等を交付させている。

蒲郡市福祉事務所長は、平成26年3月5日から同月14日までの間、蒲郡市民生児童委員協議会（以下「協議会」という。）の会議が開催されることから、3月4日に協議会の資金4,005,690円を用いて、当該会議に出席する民生委員・児童委員等に係る弁償費等の交付を準備した。

その後、蒲郡市福祉事務所長は、3月5日にセンター長から資金前渡員口座に入金された当該弁償費等の交付のための資金を出金せず、協議会の資金により準備した弁償費等を民生委員・児童委員等に交付し、受領印を徴していた。また、現金出納簿には、3月5日からの協議会の会議において、資金前渡された資金により弁償費等を民生委員・児童委員等に交付したように記帳されていた。

本件において、センター長は、蒲郡市福祉事務所長が協議会の資金で弁償費等の交付の準備をしていることを承知していながら、適切な指導を行っていなかった。

○ 弁償費等の交付に関する経緯

平成26年2月28日(金) センター長が弁償費等を支出命令

3月4日(火) 蒲郡市福祉事務所長が協議会の資金により、
弁償費等の交付準備

3月5日(水) センター長から資金前渡員口座に入金

3月5日(水)～14日(金) 会議開催・弁償費等交付

3月19日(水) 蒲郡市福祉事務所長から協議会に資金を返還

<参考>

○ 愛知県民生委員・児童委員活動等費用弁償費交付要綱
(趣旨)

第1 この要綱は、予算の範囲内において民生委員・児童委員に対する活動費用弁償費（以下「弁償費」という。）及び民生委員協議会会長（以下「会長」という。）に対する民生委員協議会会長活動費（以下「会長活動費」という。また、弁償費及び会長活動費を「弁償費等」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(弁償費等の交付)

第2 愛知県内（政令指定都市及び中核市を除く）の民生委員・児童委員が日常活動において要する費用として弁償費を交付する。

2 会長が日常活動において要する費用として会長活動費を交付する。

第3 略

(交付の方法)

第4 弁償費等は、4月から9月までを上半期、10月から翌年3月までを下半期とし、上半期、下半期に分割して交付するものとする。

第5 略

(資金交付)

第6 福祉相談センター長は、弁償費等について資金前渡の方法により資金を交付するものとする。

第7以下 略

○ 地方自治法施行令

(資金前渡)

第161条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

一 略

二 遠隔の地又は交通不便の地域において支払をする経費

三以下 略

2 略

3 前2項の規定による資金の前渡は、特に必要があるときは、他の普通地方公共団体の職員に対してもこれを行うことができる。

【指導事項】教職員に対する給与・旅費の支給が遅延していたもの（合规性）

該当機関 名古屋給与事務所

名古屋給与事務所では、名古屋市立の小学校、中学校及び特別支援学校の県費負担教職員の給与、旅費及び報酬の支給事務を行っている。給与等を教職員本人の指定する口座へ振り込むためには、県費負担事務処理システムに口座番号、名義人等を登録しなければならないが、登録されていない場合には、各学校の資金前渡員口座に給与等が振り込まれる。

資金前渡員は、資金前渡員口座に給与等が振り込まれた場合には、速やかに内容を確認した上、教職員に支給する必要がある。

しかしながら、一部の学校の資金前渡員は、資金前渡員口座の残高確認を長期間行っていなかったため、口座に給与等が振り込まれていることに気付かず、次のとおり教職員への給与等の支給が遅延していた。

種類	支給遅延の内容	支給額
給与	平成24年12月分の給与（厚生諸費分）が同年12月14日に資金前渡員口座に振り込まれたが、本人に対しては平成25年11月25日に支給されていた。	28,525円
旅費	平成25年7月分の旅費が同年8月29日に資金前渡員口座に振り込まれたが、本人に対しては平成26年10月30日に支給されていた。	1,200円

<参考>

- 県費負担教職員
市町村立学校の教職員で、その給与等について都道府県が負担するものをいう。国が都道府県の実支出額の1/3を負担する。
- 県費負担事務処理システム
市町村立学校の担当職員がパソコンで入力し、市町村立学校ネットワークを通じて、県の給与システム等に送信することにより、所属職員の給与等の支給処理を行うシステム。

【指導事項】 資金前渡員口座（公共料金口）への水道料金等の支出命令手続を失念していたもの（合规性）

該当機関 安城警察署

安城警察署では、支払期日が平成26年4月末及び8月末の水道料金について、支出命令手続を失念したことにより、既に入金されていた電話料金を支払うための資金から水道料金が先に引き落とされ、電話料金が支払期日に引き落とされず、水道料金の入金後、再振替日（支払期日から起算して15日目）に引き落とされた。

また、支払期日が平成26年2月末の電話料金についても入金手続を失念したことにより、支払期日に引き落とされず、後日、請求書に現金を添えて、銀行窓口で納付の手続が行われていた。

なお、いずれの支払においても、延滞金は発生していない。

このように、資金前渡員口座（公共料金口）からの支払については、支払期日が定まっているにもかかわらず、その経費の支払遅延が複数回繰り返されていたのは、同警察署におけるチェック体制が機能していなかったためである。

また、指摘事項等には該当しないが、次のような事例があったため、改善を指導した。

- 経費の内容・資金前渡員の指定
 - ・ 資金前渡員の指定通知書に定めていない経費を資金前渡していた。
 - ・ 資金前渡員の指定通知書において、通知日が未記入で資金前渡員の取扱印も押印していなかった。

- 資金前渡員への資金の交付
 - ・ 電話料金を資金前渡員口座（公共料金口）に入金したが、業者からの請求額が 73,644 円のところ、73,664 円を入金したため、通帳に 20 円残っていた。
 - ・ 電話料金を資金前渡員口座（公共料金口）に入金したが、業者が指定した口座振替日を過ぎていたため、支払ができなかった。
 - ・ 電話料金の支払において、誤って公共料金口でない通常の資金前渡員口座に入金していた。
 - ・ 免許取得費用を支払うための経費を消費税率改定による値上がり分を加味せず資金前渡したため、本人が現地で不足分 1,350 円を立替払していた。
- 資金前渡金による支払
 - ・ 資金前渡金を支払った際に徴取した領収書のあて名が資金前渡員になっていなかった。
 - ・ 資金前渡員が職員に給与を支払い、受領印を徴していたが、受領印欄に受領年月日の記載がされていなかった。
- 資金前渡員口座の管理
 - ・ 資金前渡員の公共料金口の通帳において、平成 26 年 1 月 7 日から 3 月末まで記帳しなかったため、その間の 11 件が合算で記帳されていた。
 - ・ 資金前渡員の口座が決済用預金（無利息型普通預金）でなく、一般口座となっていた。
- 現金出納簿
 - ・ 現金出納簿の摘要欄には、経費の内容や支払先などを記入しなければならないが、全く記入されていなかった。
 - ・ 現金出納簿の残高に記入誤りがあった。
 - ・ 現金出納簿の「払」の年月日が現金を支払った日（領収書の年月日）と異なっていた。

(第 3 監査意見「1 資金前渡(公共料金口を含む。)に関する事務について、適正な事務処理を求めるもの」参照)

イ 県に事務局を置く任意団体の会計処理について

平成 26 年度に県に事務局を置く任意団体で、県職員が職務として会計処理を行っているもの、及び県から補助金、負担金等を受け入れているものについて、監査を実施した。

区 分	監査実施機関数	対象とした任意団体の数
本 庁	16 部局 51 機関	87 団体
地方機関	8 部局 198 機関	265 団体
計	16 部局 249 機関	352 団体

監査の対象とした 352 団体のうち、245 団体が教育委員会の所管となっており、県立学校の PTA が大半を占めている。いずれの団体も規約等を設けており、予算決算の承認は受けているものの、会計処理については、県立学校における私費会計の会計処理基準のように具体的な手続や様式を定めている団体もあれば、定めていない団体もある。予算規模については、数十万円の団体から 1 億円を超える団体までである。

監査の結果、注意改善を必要とする事項が、次のとおり見受けられた。

【指導事項】 団体内部において、適正に監事監査が行われていなかったもの (有効性)

該当機関 農林水産部園芸農産課

あいちのフルーツコンテスト実行委員会は、規約で監事 2 名を置くとし、監事は実行委員会の会計を監査するとされているが、同実行委員会は平成 26 年度の事業終了後、監事監査を実施しないまま、平成 27 年 3 月に決算を審議し承認されていた。平成 26 年度の監事は、県職員と農業団体職員各 1 名である。

平成 26 年度決算額	コンテスト部門・消費宣伝部門
収入	892, 805 円 (うち県負担金 14, 000 円)
支出	697, 629 円

【検討事項】 スポーツ関連の任意団体の収入、支出手続について、検討が必要であるもの（合規性）

該当機関 尾張教育事務所、知多教育事務所、東三河教育事務所

教育事務所が所管しているスポーツ関連の任意団体に関する会計処理について、次の事例が見受けられたことから、収入、支出手続における組織的な確認方法等について、検討が必要である。

東三河教育事務所では、①収入伺がなく、収入の内容も記録されていなかった。②担当者の立替払があった。③概算払により支出し、精算後に戻入額が生じたにもかかわらず、当初から精算後の額を概算払したとする会計処理を行っていた。④任意団体の通帳に同団体の事務ではない出入金記録があった。

このほか、尾張教育事務所では、①団体の長が会計事務の決裁をしているものの、長は非常勤であるため、支出の都度、決裁を受けておらず、事実上担当者一人で事務処理がされていた。②担当者の立替払があった。

知多教育事務所では、収入伺、支出伺のほか、現金出納簿も作成されておらず、収入、支出は口頭で了解を得て通帳にメモ書きされていた。

また、指摘事項等には該当しないが、次のような事例があったため、改善を指導した。

○ 会計処理の状況

- ・ 予算決算の承認を得た理事会又は役員会について、議事録が作成されていなかった。

○ 現金、通帳、切手等の管理状況

- ・ 通帳と通帳登録印鑑が事務室金庫と一緒に保管されていた。

○ その他

- ・ 県費で負担金を支出している任意団体に関して、当該年度の収入・支出額に比べて次年度繰越金が多額であるにもかかわらず、県負担金額の見直し、事業内容の見直しが十分なされていなかった。
- ・ 県立学校において、教頭の名刺代、食堂防虫網修理費、用務員用机の鍵解除費など県費で負担すべきである費用について、PTA 会計で負担されていた。

(第3 監査意見「3 県に事務局を置く任意団体について、適正な会計処理を求めるもの」参照)

ウ 新公会計制度について

新公会計制度について、次のとおり確認した。

(1) 平成 26 年度財務諸表の正確性

平成 26 年度財務諸表の構成は、次のとおりとなっている。

種類	作成単位	作成される表の数
貸借対照表	一般会計特別会計各会計合算	1 種類×4 表
行政コスト計算書	会計別(一般会計及び特別会計)	12 種類×4 表
キャッシュ・フロー計算書	一般会計部局別	18 種類×4 表
純資産変動計算書	管理事業別	286 種類×4 表

また、注記や附属明細表の構成は、次のとおりとなっている。

種類	作成単位	作成目的	内容
注記	一般会計特別会計各会計合算	財務諸表の内容を理解するために必要と認められる情報を明示する	重要な会計方針等
附属明細表	一般会計特別会計各会計合算	財務諸表の内容を補足する	「事業用資産、インフラ資産及び物品明細表」等

平成 27 年 7 月 21 日に、会計局から平成 26 年度財務諸表（一般会計部局別及び管理事業別を除く。）及び附属明細表の提出を受け、その財務諸表の正確性について、次のような確認を行った。なお、注記の提出はなかった。

○ 平成 26 年度財務諸表の正確性の確認項目

前期財務諸表との整合性
財務諸表相互間の整合性
附属明細表との整合性
資産管理システム残高との整合性
相殺消去対象となる内部取引金額の整合性
決算に関する付属書（歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書）との整合性
公営企業会計決算書との整合性
健全化判断比率算定数値との整合性

勘定残高の正確性

確認した例

- ・ 附属明細表の貸付金明細表のうち、抽出した貸付金の貸倒引当金計上額が適正であること。
- ・ 附属明細表の未収金明細表のうち、抽出した未収金の不納欠損引当金計上額が適正であること。
- ・ 附属明細表の投資及び出資金明細表のうち、抽出した投資及び出資金の投資損失引当金、評価差額及び評価損の計上額が適正であること。
- ・ 抽出した無形固定資産の計上額が適正であること。
- ・ その他特別費用（収益）（過年度損益修正損（益）等）の計上理由が適正であること。

確認の結果、次のような事例が見受けられた。

- ・ 用地造成事業会計から一般会計への貸付金 4,072,323,000 円が、用地造成事業会計の貸借対照表においては、流動資産の短期貸付金に計上されていたが、一般会計の貸借対照表においては、固定負債の長期借入金に計上されており、整合していなかった。

当該借入金は、愛知県財務諸表作成基準の「長期借入金のうち、翌年度の償還予定額」にあたるため、流動負債の一年以内償還予定長期借入金に計上すべきであった。

- ・ 貸借対照表の長期貸付金等の計上額は、決算に関する付属書から導かれる計数と符合していたが、看護職員修学資金貸付金には、不適切な債権管理により、貸付金残高に返還免除又は返還の手続がされていない貸付金の金額が含まれており、適切な債権管理がされていれば計上されるべき金額が計上されていないものと認められた。

(2) 指導状況

制度等所管部局である総務部、建設部及び会計局においては、制度やシステム操作等に関する職員研修を計画的に実施しており、総務部及び建設部においては、平成 26 年度から、誤りやすい資産登録に関する研修を新たに始めていた。

また、仕訳及び資産登録の確認、調査及び点検については、平成 26 年度から、会計局が実地確認の対象箇所を増やし、総務部及び建設部も資産管理システムに関連する調査及び点検を始めており、その内容は次のとおりであった。

実施部局	確認、調査及び点検の内容	方法
総務部	公有財産台帳の登録状況調査、実在の財産と台帳登録内容の照合（地方機関 42 機関を対象）	実地（会計局と合同）

	公有財産台帳の登録状況調査、月次資産照合の実施状況調査（本庁 74 所属を対象）	書面
建設部	建設資産管理システム及び建設行政情報システムの登録状況点検（部内土木系資産所管課 8 課及び用地課が関係管理事業について実施）	主に書面
会計局	複式仕訳の運用状況確認（本庁 18 部局及び地方機関 97 機関を対象）	実地（地方機関 42 機関は総務部と合同）

これらの確認、調査及び点検における指導状況は次のとおりであり、並行して実施していた地方機関の定期監査で見受けられた事例と同様の誤りについて、改善するよう指導していた。

実施部局	指導内容の代表例
総務部	資産と費用の計上誤り、資産登録漏れ、資産取得年月日の登録誤り
建設部	建設仮勘定の精算処理の漏れ、資産と費用の計上誤り
会計局	仕訳区分誤り、複式仕訳確認書の取扱い誤り

このように、制度等所管部局の指導は、より充実したものとなっていた。

＜地方機関の定期監査で誤りのあった事例＞

- ・ 建物附属設備工事の支出時に、資産に計上すべきところを費用に計上する仕訳をし、公有財産管理システムへの資本的支出の登録もされていなかった。
- ・ 撤去した建物附属設備について、公有財産管理システムへの除却の登録がされていなかった。
- ・ 公有財産管理システムに、建物附属設備の取得年月日として、完了検査の日を入力すべきところ、完成日を入力していた。
- ・ 道路舗装工事で、検査が完了し工事目的物の引渡しを受けているにもかかわらず、建設行政情報システムにおける建設仮勘定の精算処理がされていなかった。
- ・ 老朽化した道路の舗装を取り替えた際の旧舗装部分について、建設資産管理システムへの除却の登録がされていなかった。
- ・ 公舎として部屋を借り上げる際に、保証金として支出した額の中に、返還されない部分があるにもかかわらず、その額を含めて資産に計上する仕訳をしていた。

<参考>

○ 資産管理システムの対象資産

システム名	対象資産	システム所管課
公有財産管理システム	建設部土木系資産※を除く事業用資産・インフラ資産の有形・無形固定資産、その他債権等	総務部財産管理課
建設資産管理システム	建設部土木系資産の有形・無形固定資産	建設部建設企画課
建設行政情報システム	建設部土木系資産のうち、仮勘定	
物品サブシステム	物品	会計局管理課

※ 建設部土木系資産とは、道路施設、河川施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、港湾施設、漁港施設、海岸保全施設（建設・運輸・漁港海岸）、下水道施設及び都市公園施設をいい、各施設の敷地を含む。

(第3 監査意見「6 新公会計制度について、正確な財務諸表の作成に向けて一層の取組を求めるもの」参照)

エ 貸付金の債権管理等について

(1) 看護修学資金貸付金

監査の結果、注意改善を必要とする事項が、次のとおり見受けられた。

【指摘事項】看護修学資金貸付金について、長期にわたり適切な債権管理を怠っていたもの（合規性）

該当機関 健康福祉部医務国保課

ア 貸付金の返還免除又は返還の手続が行われていないことについて

看護修学資金貸付金は、貸与を受けた者が看護師等養成施設を卒業後1年以内に免許を取得し、県内に所在する病床数200床未満の病院で5年間看護業務に従事するなど返還免除の要件を満たした場合には、貸与を受けた者からの申請を受けて、貸付金の返還が免除される。

また、貸与を受けた者が、看護師等養成施設を退学したとき、卒業後1年以内に看護師免許を取得できなかったとき、県外に所在する病院や病床数200以上の病院等で看護業務に従事することとなったときなどには、返還金額、返還期間及び返還方法を記載した返還明細書を県に提出しなければならないこととされており、県は、返還明細書の提出を受け

て、返還金額、返還期間及び返還方法を決定し貸与を受けた者に通知した後、当該返還金に係る調定決議を行い、納入通知書により返還を請求することとなる。

このように、貸与を受けた者の修学状況又は卒業後の状況によって返還免除又は返還となることが定まる制度であることから、貸与を受けた者は、県に次のような書類を提出しなければならないこととされている。

書類の名称	提出時期
卒業届	養成施設を卒業したとき（卒業後直ちに提出）
免許取得届	免許を取得したとき（取得後直ちに提出）
業務開始届	看護業務に従事し始めたとき
業務従事届	看護業務に従事しているとき （就業先の長が証明をしたものを毎年4月15日までに提出）

平成18年度から平成26年度までの間の新規貸付決定者について、貸付金の返還免除又は返還の手続が行われていない者（以下「手続未了者」という。）及び上記の書類の平成26年度末現在の提出状況を確認した結果は、下表のとおりであった。

(単位:人)

新規貸付 決定年度	新規貸付 決定者数	返還免除 又は返還 の手続が 行われて いない者 (A)	就業中又 は修学中 等の者 (B)	返還免除 又は返還 の手続が 行われる べき者 (A)-(B)	①~④ 未提出者 (実人員)	① 卒業届	② 免許 取得届	③ 看護業務 開始届	④看護業務従事届					免除申請 書未提出
									1年目以 降未提出	2年目以 降未提出	3年目以 降未提出	4年目以 降未提出	5年目 未提出	
H18	112	22	7	15	8	4	4	4	5	1	1	0	1	7
H19	90	40	16	24	22	1	1	1	4	9	4	2	3	2
H20	129	57	45	12	12	1	1	1	1	1	1	5	4	0
H21	125	61	40	21	21	3	4	5	5	10	4	2	0	0
H22	120	81	61	20	20	6	6	6	6	9	3	2	0	0
H23	121	82	65	17	17	14	8	10	5	2	1	0	0	0
H24	113	83	66	17	17	15	4	4	5	1	0	0	0	0
H25	94	86	73	13	13	4	0	0	9	0	0	0	0	0
H26	94	92	77	15	15	15	15	0	0	0	0	0	0	0
合計	998	604	450	154	145	63	43	31	40	33	14	11	8	9

(注) 1 各年度の「新規貸付決定者」には貸付決定後の辞退者を含まない。

2 「就業中又は修学中等の者」には、就業延期、休業、休学の人数を含む。

平成 18 年度から平成 26 年度までの間の新規貸付決定者のうち貸付金の返還免除又は返還の手続が行われるべき者は 154 人であったが、そのほとんどを占める 145 人については、上記の書類が提出されておらず、そのため、貸付金の返還免除又は返還の手続が行われていないものと認められた。なお、平成 25 年度以前においては、これらの書類の提出の督促は行われなかった。

昭和 46 年度から平成 17 年度までの間についても、同様の状況が生じていたものと認められた。

貸与を受けた者からの提出書類が残されていない年度があるため、その数を確定することはできないが、昭和 46 年度から平成 26 年度までの間に 4,000 人を超える手続未了者が生じていることが認められた。

このように手続未了者が多数存在していることは、一部の職員により認識されていたが、長期間、組織としては認識されず、課題を解決するための組織的な対応は行われてこなかった。

イ 借用証書が保管されていないことについて

借用証書の保管状況を確認したところ、平成 9 年度以前の貸付決定者のうち手続未了者 3,612 人に係る借用証書については、その全てが保管されていなかった。

また、平成 10 年度から平成 12 年度までの間の貸付決定者のうち手続未了者 305 人に係る借用証書についても、一部保管されていないものがあつた。

さらに、平成 13 年度以降の貸付決定者 1,713 人に係る借用証書についても、一部保管されていないものがあつた。

このため、今後の貸付金回収事務に支障を来すおそれがある。

【借用証書の保管状況】

(単位：人)

貸与決定年度	手続未了者	借用証書の有無		
		全てある	一部ある	全てない
平成 9 年度以前	3,612	0	0	3,612
平成 10 年度	126	0	2	124
平成 11 年度	101	0	43	58
平成 12 年度	78	0	71	7
合計	3,917	0	116	3,801

(単位：人)

貸与決定年度	貸与決定者	借用証書の有無		
		全てある	一部ある	全てない
平成 13 年度	176	139	20	17
平成 14 年度	151	114	14	23
平成 15 年度	132	125	6	1
平成 16 年度	120	111	5	4
平成 17 年度	136	128	6	2
平成 18 年度	112	106	5	1
平成 19 年度	90	84	5	1
平成 20 年度	129	116	11	2
平成 21 年度	125	123	2	0
平成 22 年度	120	114	6	0
平成 23 年度	121	121	0	0
平成 24 年度	113	113	0	0
平成 25 年度	94	94	0	0
平成 26 年度	94	94	0	0
合計	1,713	1,582	80	51

<参考 1 >

○ 愛知県看護修学資金貸与条例施行規則

(貸与方法)

第 5 条 修学資金は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月に貸与するものとする。ただし、新規に締結した貸与の契約に係る修学資金の第 1 回目の交付のとき、又は知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

区分	貸与の月
4 月から 6 月まで	6 月
7 月から 9 月まで	7 月
10 月から 12 月まで	10 月
1 月から 3 月まで	1 月

(借用証書)

第 6 条 条例第 2 条の規定による契約の相手方（以下第 18 条において「修学生」という。）は、修学資金の交付を受けたときは、そのつど、借用証書（様式第 5）を知事に提出しなければならない。

ウ 看護修学資金貸与台帳について

貸付金の貸与事務を行うときには、愛知県財務規則（以下「財務規則」という。）第 181 条に定められた貸付金整理簿により貸付状況を明らかにすることとされており、この様式により難しいものは、これに準じて作成することとされている。

看護修学資金貸与台帳について、平成 12 年度以前の貸付決定者に係る貸与台帳は、紙台帳が作成され、平成 13 年度以降の貸付決定者に係る貸与台帳は、貸与を受けた者から提出された書類を基に、「貸与台帳作成データベースシステム」に必要な情報を入力し、システム内で作成・保管されていた。

それぞれの貸与台帳の様式を確認したところ、平成 13 年度以降の貸与台帳は、償還予定、償還及び前回までの償還額等の欄が設けられておらず、財務規則に定められた様式を満たしていなかった。

また、平成 12 年度以前の貸与台帳は、財務規則に定められた様式を満たしていたが、卒業の状況や償還状況等が記載されていないものが見受けられた。

- 貸与台帳作成データベースシステムに入力が必要な主な情報
 - ①「借受人氏名・住所」、②「貸与決定年月日」、③「貸与月額」、
 - ④「貸与期間」、⑤「保証人氏名・住所」、⑥「卒業年月日」、
 - ⑦「貸与の状況」、⑧「免許取得年月日・免許番号」、⑨「卒業後の状況」、
 - ⑩「返還明細」、⑪「免除決定年月日」

<参考 2>

- 愛知県財務規則
(金銭会計に関する帳簿の種類)
第 181 条 主管課、本庁各課及びかいの長は、次の各号に掲げる区分により当該各号に掲げる帳簿により歳入歳出予算の執行状況を明らかにしなければならない。
 - 一 主管課の長
 - (一)～(四) 略
 - (五) 貸付金整理簿 (様式第 84)
 - (六) 略
 - 二 以下 略
 - 2 以下 略

様式第 84 (第 181 条関係)

貸 付 金 整 理 簿

借 受 人		住 所		保 証 人				住 所				
氏 名		氏 名		氏 名				氏 名				
番号	第 号	貸付金額	円	貸付目的	貸付年月日	利率	償還年月日	から	償還年月日	まで	毎年	
償 還 予 定		償 還				前回までの	未償	延滞金	収 入	処 理 の		
年月日	元 金	利 子	計	調 定 年月日	元 金	利 子	計	償 還 額	還 額	利 子	年 月 日	て ん 末
	円	円	円		円	円	円	円	円	円		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 貸付金の種類により、この様式により難いものは、これに準じて作成すること。
 3 処理のてん末欄は、督促、徴収停止処分、不納欠損処分等をしたものについてその年月日及び理由を記入すること。

<参考3>

○ 看護修学資金制度の概要

看護修学資金貸付金は、愛知県看護修学資金貸与条例及び同条例施行規則に基づき、県内に所在する保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）を養成する学校若しくは養成所（以下「養成施設」という。）において、看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来、県内において看護職員の業務に従事しようとする者の申請により、無利息で看護修学資金を貸与する旨の契約を結ぶものである。この制度は昭和37年度から始まり、その後、貸与月額や返還免除要件の改正が行われ、平成17年度から現行の制度となっている。

この貸付金には、返還免除制度が設けられており、養成施設卒業後、県内に所在する200床未満の病院等の免除対象施設で一定期間（現行制度では5年間）看護職員の業務に従事した場合には、貸与を受けた者からの申請を受けて返還が免除される。なお、貸与を受けた者は、看護業務に従事した後、毎年度、従事状況を県に提出しなければならない。

また、貸与を受けた者が養成施設を退学したとき、免許を取得しなかったとき、県外の医療機関へ就職したときなど返還免除の要件を満たさない場合には、貸付金を県に返還する必要がある。この場合、看護修学資金を返還しなければならない者は、返還総額・返還期間・返還方法などを記載した返還明細書を知事に提出しなければならない。

<現行制度の概要(平成17年度から)>

養成施設	准看護師		保健師・助産師・看護師		大学院
	国公立	私立	国公立	私立	国公立・私立
貸与月額	15,000円	21,000円	32,000円	38,000円	83,000円
返還免除の要件	看護師等の免許取得後1か月以内に、県内の200床未満の病院等に継続して5年間看護業務に従事したとき				
	大学院修士課程終了後1年以内に、県内の病院等に継続して5年間看護業務に従事したとき				

<参考 4 >

○ 平成 27 年 3 月 27 日に健康福祉部により公表された手続未了者等の状況
(平成 27 年 3 月 12 日現在)

区 分	人 数	金 額
総貸与者数	12,715 人	67 億 8,900 万円
手続終了者	8,137 人	38 億 9,100 万円
手続未了者	4,578 人	28 億 9,800 万円
平成 13 年度以降の貸与決定者	661 人	6 億 2,800 万円
在学中・就業者	530 人	5 億 1,900 万円
手続未了者	131 人	1 億 900 万円
平成 12 年度以前の貸与決定者	3,917 人	22 億 7,000 万円

※網掛け部分：部による実態調査の対象。

(2) 貸付けの目的が達成されたときに返還を免除する制度を有する貸付金

貸付けの目的が達成されたときに貸付金の返還が免除される制度を有する次の貸付金について、監査を実施した。

部局名	事 業 名
県民生活部	私立高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金
健康福祉部	介護福祉士等修学資金貸付金
	地域医療確保修学資金貸付金
教育委員会	公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金

これらの貸付金は、返還免除又は返還の要件に該当することとなったときは、貸与を受けた者が県に対して返還免除又は返還のいずれかの手続を行うこととされている。

そのため、これらの手続が適切に行われているか確認したところ、次のような事例が見受けられた。

- ・ 私立高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金において、貸与を受けた者 1 人から返還に係る書類が提出されておらず、返還の手続が遅滞しているものがあつた（債権額 216,000 円）。
- ・ 介護福祉士等修学資金貸付金において、貸与を受けた者 17 人からの届出が遅滞しており、貸与後の就業等の状況を正確に把握できていないものがあつた（債権額 12,888,000 円）。
- ・ 介護福祉士等修学資金貸付金において、貸与を受けた者 11 人から返還免除又は返還に係る書類が提出されておらず、返還免除又は返還の手続が

遅滞しているものがあつた（債権額 9,504,000 円）。

なお、これらの貸付金においては、貸与を受けた者からの書類の提出状況が把握されており、未提出の者に対して、年に 1 回は文書による督促が行われていたが、このうちの 13 人は、提出すべき時期から 5 年以上遅滞していた。

(3) 貸付けの相手方が個人である貸付金

貸付けの相手方が個人である次の貸付金について、監査を実施した。

部局名	事業名
県民生活部	同和くらし資金貸付金
健康福祉部	母子福祉資金貸付金
	寡婦福祉資金貸付金
産業労働部	中小企業設備近代化資金貸付金
農林水産部	農業改良資金貸付金
	就農支援資金貸付金
	沿岸漁業改善資金貸付金
教育委員会	地域改善対策奨学資金貸付金
	高等学校等奨学金貸付金

これらの貸付金について、借用証書、貸付金整理簿等の管理状況を確認したところ、注意改善を必要とする事項が次のとおり見受けられた。

【指導事項】 同和くらし資金貸付金において、一部の借用証書が保管されていなかったもの（合規性）

該当機関 県民生活部県民総務課

同和くらし資金貸付金については、貸与を受けた者の生活困窮や死亡等により、平成 26 年度末で 85 人、12,365,465 円が収入未済となっている。

今回、借用証書の管理状況を確認したところ、このうちの 7 人について借用証書が保管されていなかった。

なお、この 7 人に対する貸付額 1,560,000 円については、これまでに、5 人から 344,000 円が返還されている。

<参考>

○ 同和くらし資金貸付金

同和地区の住民が一時的に生活が困窮し、又は不時の出費等によって暮らしの維持が困難となった場合に資金を貸し付ける制度であり、平成13年度で廃止されているため、現在では貸付金の回収事務のみが行われている。

(4) 交付等の目的が達成されないときに返還を求める制度を有する交付金等

交付等の目的が達成されないときに交付金等の返還を求める制度を有する次の交付金等について、監査を実施した。

部局名	事業名
農林水産部	中山間地域等直接支払交付金
	青年就農給付金（準備型）

これらの事業は、交付等を行った後の農業生産活動の実施状況や就農状況などを確認し、返還の要件に該当することとなったときは、交付金等の全額又は一部を返還することとされている。

そのため、これらの手続が適切に行われているか確認したところ、交付等を行った後の確認については、いずれの事業においても、国の定めた要綱等に沿って実施されていた。また、返還手続については、いずれの事業も一括払で行われており、債権として管理されているものはなかった。

(第3 監査意見「7 看護修学資金貸付金の返還免除又は返還の手続が行われていない者の早期解消及び適切な債権管理を行うための体制の確立を求めるもの」及び「8 看護修学資金貸付金以外の貸付金で貸付けの目的が達成されたときに返還を免除する制度を有する貸付金について、返還免除又は返還の手続を促進するよう求めるもの」参照)

(2) 収 入

【指導事項】 証紙収納実績額を誤って報告していたもの（合規性）

該当機関 建設部建築指導課

本県では、手数料は一部のものを除き、証紙による収入の方法により徴収している。証紙を貼付した登録、免許、認可等の申請書の提出があったときは、本庁各課の長は、当該申請書に貼付された証紙に消印を押し、その都度、取扱状況を証紙実績簿に記入している。また、本庁各課の長は、毎年度四半期ごとに納付を受けた証紙の金額を主管課の長に報告し、当該主管課の長は、その金額で収入額を決定するための調定を行うこととされている。

建築指導課においては、証紙により納付される低炭素建築物計画認定手数料について、証紙実績簿には取扱状況が適正に記入されていたが、建設総務課長に対して、平成26年度第1四半期分の証紙収納実績額を誤って報告したため、同手数料収入額が37,100円過少に調定されていた。

○ 平成26年度証紙収納実績額等（低炭素建築物計画認定手数料）

区 分	第1四半期分		総 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額
(正)	9件	76,700円	30件	262,600円
(誤)	8件	39,600円	29件	225,500円
(差)	△1件	△37,100円	△1件	△37,100円

<参考>

○ 愛知県財務規則

(証紙収入金の収入等の手続)

第56条 本庁各課の長は、毎年度各四半期ごとに納付を受けた証紙の金額と、前条の証紙収納実績報告書により報告を受けたかいが納付を受けた証紙の金額との合計額を主管課の長に報告し、当該主管課の長はその金額を調定し、翌四半期の最初の月の10日までに調定決議書により会計局会計課長を経由して会計管理者に通知しなければならない。

2 略

(金銭会計に関する帳簿の種類)

第181条 主管課、本庁各課及びかいの長は、次の各号に掲げる区分により当該各号に掲げる帳簿により歳入歳出予算の執行状況を明らかにしなければならない。

一 略

二 本庁各課の長

証紙実績簿 (様式第86)

三 略

2以下 略

【指導事項】 診療報酬の再請求事務を失念していたもの (合規性)

該当機関 城山病院

診療報酬は、患者負担分を除き、病院などの医療機関が審査支払機関(社会保険診療報酬支払基金及び各都道府県の国民健康保険団体連合会)に対して支払の請求をする。審査支払機関は、医療機関から提出された診療報酬明細書の内容について審査をした上で、保険者に診療報酬の払込みを請求し、保険者からの払込みの後、医療機関に支払う。審査の結果、請求内容に不備のある診療報酬明細書は、医療機関に返戻される。

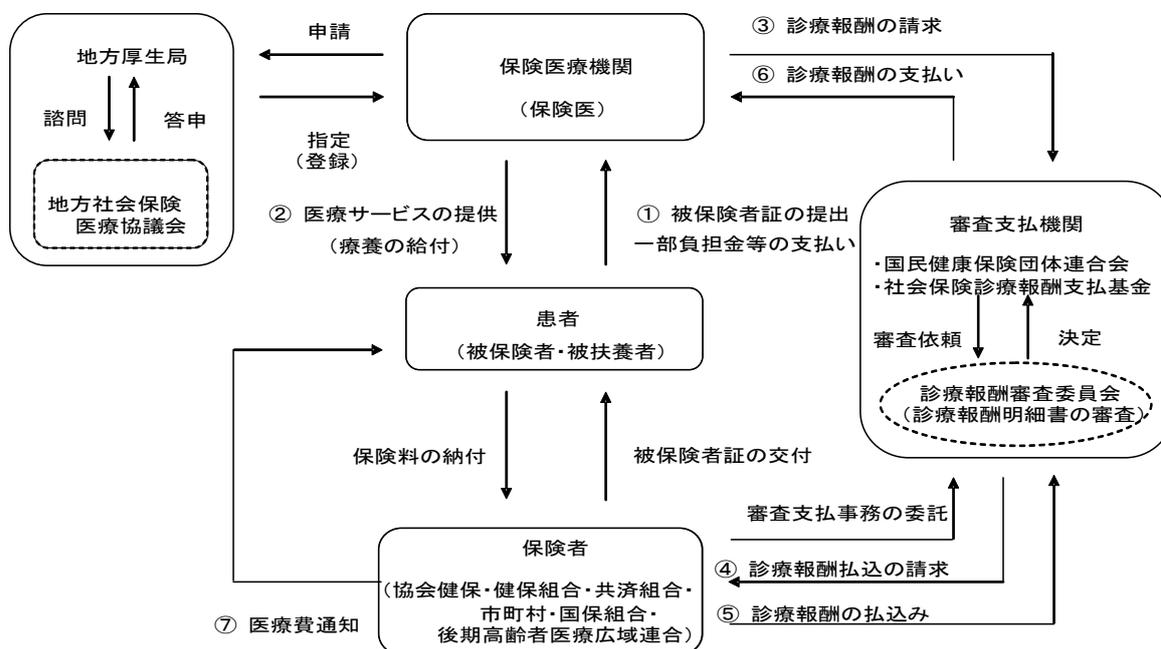
医療機関は、返戻された診療報酬明細書の内容について補正や訂正などの措置をした上で、審査支払機関に診療報酬を再請求し、又は保険の資格がないことを理由に返戻された場合には、患者本人に再請求する必要がある。

しかし、城山病院では、審査支払機関から診療報酬明細書を返戻されていたにもかかわらず、診療報酬の審査支払機関への再請求又は患者本人に対する再請求事務を失念していたものが、次のとおり見受けられた。

患者	診療年月	返戻年月	再請求されていない額	返戻の理由
A	平成 25 年 9 月	平成 26 年 1 月	8,900 円	自立支援医療受給者証の有効期限切れ
	平成 25 年 10 月	平成 26 年 2 月	11,400 円	
B	平成 26 年 2 月	平成 26 年 5 月	2,520 円	被保険者が保険資格を喪失
	平成 26 年 4 月	平成 26 年 7 月	8,850 円	
	平成 26 年 5 月	平成 26 年 8 月	2,250 円	

<参考>

○ 保険医療の機構と診療報酬請求のフロー図



【指導事項】 行政財産の特別使用許可において、使用料の算定を誤っていたもの (合規性)

該当機関 警察本部施設課

自動販売機、売店等の設置に係る行政財産の特別使用許可においては、「行政財産の特別使用に係る使用料条例」及び同条例に基づく「行政財産の特別使用に係る使用料の細目料金」により、「土地の部」又は「建物の部」ごとに、行政財産の種類に応じて使用料を徴収することとされている。

また、「土地の部」、「建物の部」の適用区分については、平成26年4月1日から自動販売機等が県有施設の軒下に全て入るように設置されたものは「建物の部」とし、一部でも建物の屋根等から出ていれば「土地の部」とする統一的な取扱いとされている。

しかし、警察本部施設課では、運転免許試験場の売店に係る行政財産の特別使用許可に当たり、取扱内容を十分に確認しなかったため、売店が試験場建物の軒下に全て入るにもかかわらず、「土地の部」の料金表の単価を適用して使用料を算定していた。

この結果、平成 26 年度分の使用料について、76,339 円の過少算定となっていた。

- ・ 過少算定額（年額） 76,339 円

（誤）「土地の部」適用：14 m²×280 円※×12 月 = 47,040 円

※行政財産の特別使用に係る使用料の細目料金表（土地の部）の単価

（正）「建物の部」適用：14 m²×680 円※×12 月×1.08=123,379 円

※行政財産の特別使用に係る使用料の細目料金表（建物の部その 4）

の単価

<参考>

- 行政財産の特別使用に係る使用料条例
（使用料の徴収）

第 2 条 行政財産の特別使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）からは、使用料を徴収する。

- 2 前項の使用料の金額は、別表に定める金額（土地の使用のうち使用期間が一月未満のもの若しくは駐車場その他の施設の利用に伴うもの又は建物の使用については、その金額に 1.08 を乗じて得た金額）の範囲内において知事が使用者の受益の程度等を考慮して定める。

- 3 略

- 行政財産の特別使用に係る使用料の細目料金

行政財産の特別使用に係る使用料条例（昭和 39 年愛知県条例第 28 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 項の規定に基づき、行政財産の特別使用に係る使用料の細目料金を次のように定め、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

- 「行政財産の特別使用に係る使用料の適用区分（土地・建物）等の取扱いについて」（平成 26 年 1 月 23 日財産管理課長通知）の概要

[考え方・適用区分]

- 1 建物の地上に接する階（1 階）

県有建物の屋根、軒、庇（ひさし）の下の部分（以下「屋根等」という。）について使用許可・貸付けを行う場合は「建物の部」を適用する。

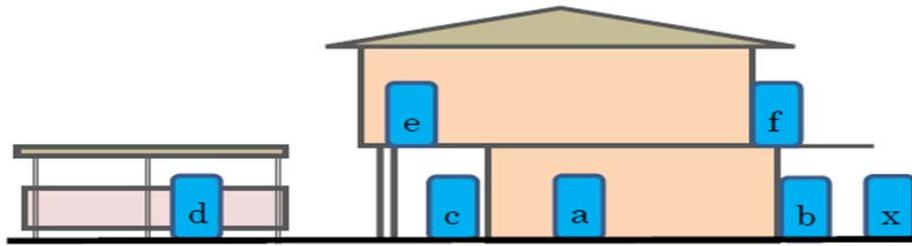
（※ただし、建物の形状等からこれに依り難い場合は、個別に財産管理課と協議して定める。）

なお、屋根等の下の部分であるか否は、当該自動販売機等が完全に屋根等の下にあるかどうかで判断するものとし、当該自動販売機等の一部でも屋根等から出ていれば、建物の効用を受けられないものとして「土地の部」を適用する。

- 2 建物の地上に接する階以外の階（地下階及び 2 階以上の階）

屋根等の下にあるか否かを問わず、「建物の部」を適用する。

[適用区分の概念図]



地上に接する階は設置場所の上部に県有建物の屋根等があれば「建物」

- a (屋内) ⇒ 「建物」
- b (屋根下、軒下、庇の下) ⇒ 「建物」
- c (ピロティ*) ⇒ 「建物」 *建物1階で柱だけの空間となっている部分
- d (渡り廊下) ⇒ 「建物」

地上に接する階以外の階（地下階及び2階以上の階）は屋根の有無にかかわらず「建物」

- e (屋内) ⇒ 「建物」
- f (建物の2階部分) ⇒ 「建物」

土地として扱うもの

- x 屋外
- *自動販売機等が完全に「県有財産の屋根」等の下にない場合は、屋外として取り扱う。

【指導事項】行政財産の特別使用許可において、事業者が負担すべき電気料金の実費算定を誤っていたもの（合规性）

該当機関 運転免許試験場

行政財産の特別使用許可において、許可を受けた事業者は、行政財産を使用するために必要な電気、水道等に係る実費を負担することとされている。

運転免許試験場では、一般財団法人愛知県交通安全協会（以下「安全協会」という。）始め4事業者に対して行政財産の特別使用許可を行い、光熱水費の実費を徴収している。実費の算定は、安全協会については個別に設置した子メータの検針により、他の3事業者については、運転免許試験場全体の光熱水費から安全協会使用分を差し引いた額を、それぞれの使用面積により按分して行っている。

実費の請求に際しては、光熱水費等実費算定調書を作成し、安全協会の

使用量（子メータ検針量）を記載して算定しているが、平成26年4月分及び5月分の電気料金について、その使用量を誤って記載したため、安全協会の実費額が過大徴収に、他の事業者の実費額が過少徴収となった。

区 分	電気使用実績額 (全体)		交通安全協会	その他の事業者
第1四半期 (4月～6月)	3,236,318円	(正)	882,959円	12,680円
		(誤)	893,701円	12,636円
		(差)	10,742円	△44円

<参考>

○ 行政財産の特別使用に係る使用料条例

別表（第2条関係） 略

備考

1 略

2 電気、ガス、水道、冷暖房等の施設その他知事が指定する附属施設を使用する場合は、この表による使用料の金額に、実費として知事が定める金額を加算する。

○ 行政財産の特別使用に係る使用料の細目料金

1～3 略

4 実費

条例別表備考第2号に規定する電気、ガス、水道、冷暖房等の施設その他知事が指定する附属施設を使用する場合の使用料に加算する実費は、当該施設に係る経費（予算額又は前年度の実績等）を基礎とし、許可による使用面積と行政財産の延べ面積の比率等の方法により算出する。

(3) 支 出

【指摘事項】 変更契約手続を行わずに追加工事を施工させ、追加工事費の一部を別の工事契約において工事代金に上乗せして支払っていたもの（合規性）

該当機関 消防学校

消防学校が平成 25 年度に行った漏水修繕工事（契約金額 1,900,500 円）において、当初想定した掘削箇所では漏水が確認できなかったため、追加工事が必要となった。追加工事を行う場合には、変更契約を締結した上で、工事を施工させる必要があったにもかかわらず、その手続を行うことなく、請負業者に追加工事を施工させ、工事完了後、請負業者から示された金額（1,455,300 円）を別の工事契約において工事代金に上乗せして支払うこととした。

そして、平成 25 年度及び平成 26 年度に締結した 7 件の工事契約において、諸経費を上乗せするなどの方法により、その一部を支払っていた。

（第 3 監査意見「2 契約事務について、適正な執行の確保を求めるもの」参照）

【指導事項】 契約手続及び支払事務が適正でなかったもの（合規性）

該当機関 動物保護管理センター

本県では、一件の金額が 50 万円以下の契約については、契約書の作成に代えて、発注書兼納品確認書又は注文書兼請求書を作成して発注・請求・支払手続を行うことができる。

また、職員に現金支払をさせる必要がある場合は、地方自治法施行令や愛知県財務規則で定められた経費（社会保険料や官公署へ支払う経費等）に限り、資金をその職員（資金前渡員）に前渡することが認められている。

動物保護管理センターでは、パソコン用のウイルス対策ソフトの更新契約（契約金額 13,158 円）において、見積書を徴取せず、契約書に代わる注文書兼請求書も作成されていなかった。また、資金前渡できない経費であるにもかかわらず、資金前渡員に資金を交付し、コンビニエンスストアにおいて現金により支払が行われていた。

これら一連の事務処理について、法令等に定められた基本的な手続が遵守されていなかったのは、単に担当者の知識不足にとどまらず、組織としてチェック体制が機能していなかったためである。

<参考>

○ 愛知県財務規則

(契約書の作成)

第127条 契約担当者は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

(契約書の省略)

第129条 契約担当者は、次に掲げる場合には、第127条の規定にかかわらず契約書の作成を省略することができる。

一 契約の金額が100万円を超えないとき。

二以下 略

2 前項第1号の規定により契約書の作成を省略した場合には、知事が特に必要がないと認めたときを除き、契約に関し必要な事項を記載した請書又はこれに類する書類を徴しなければならない。

(見積書の徴取)

第164条の2 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく、二人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴さなければならない。

○ 愛知県財務規則の施行について（依命通達）

第6章 契約関係

1 規則第129条第2項に規定する「知事が特に必要がないと認めたとき」は、次に掲げるときとする。

(1) 一件の契約金額が50万円（物品の購入並びに物品及び警察法（昭和29年法律第162号）第78条第1項の規定により警察本部が使用している国有の物品の修繕の契約にあつては、100万円）を超えない支出の原因となる契約をするとき。ただし、次に掲げるものを除く。

ア～オ 略

(2) その性質上請書又はこれに類する書類を徴取することが困難な契約をするとき。

2 契約担当者は、前項第1号により請書又はこれに類する書類を省略した場合は、発注書兼納品確認書（別紙6）又は注文書兼請求書（別紙12又は別紙13）を作成すること。ただし、会場借上げ、会場等で直接消費する会議用飲食物等の購入及び研修等に使用するテキストで主催者から直接購入するものに係る契約の場合を除く。

3 略

4 発注書兼納品確認書又は注文書兼請求書を作成する場合は、次のとおり取り扱うこと。

(1) 略

(2) 物品購入以外の場合

注文書兼請求書（別紙13）を作成し、決裁の後、契約の相手方に交付すること。

5以下 略

【指導事項】 給与所得に該当する手当について、所得税の源泉徴収をしていなかったもの（合规性）

該当機関 動物保護管理センター

狂犬病予防法及び同法施行令により、抑留した犬を処分する場合には、あらかじめ3人以上の評価人に、その犬を評価させなければならないとされている。

動物保護管理センター（以下「センター」という。）では、その評価人として、センター職員を任命するほか、開業獣医師3人を委嘱している。

委嘱された開業獣医師は、月1回の評価業務に従事しており、1回につき5,000円の犬評価人手当が支払われているが、センターでは、同手当は所得税法第183条又は第204条に規定する源泉徴収が必要な給与所得又は報酬等には該当しないものとして、従来から源泉徴収を行っていなかった。

しかしながら、同手当は、委嘱に基づき、年間を通じてセンターにおいて業務に従事する対価として支給されるため、同法第183条に規定する給与所得に該当し、源泉徴収をしなければならないものである。

このため、センターは、国税通則法の規定に基づき、過去5年間遡って源泉所得税（復興特別所得税を含む。）を納付することとなり、その額は23,544円であった。

○ 未徴収税額の内訳

・平成26年分の「給与所得の扶養控除等（異動）申告書」提出 … 2名

支払月	月支払金額 A	所得税 (乙欄適用) B	源泉所得税 $C = A \times B$	月数 D	所得税額 $E = C \times D$
H22.1~H24.12	5,000円	3.000%	150円	36月	5,400円
H25.1~H25.12	5,000円	3.063%	153円	12月	1,836円
計					7,236円
×2人					14,472円

※2名については、平成25年分まで「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」が提出できないため、「給与所得の源泉徴収税額表（乙欄）」が適用され、平成26年以降、申告書が提出されたことから甲欄適用となり、源泉所得税は0円となる。

・平成26年分の「給与所得の扶養控除等（異動）申告書」提出なし … 1名

支払月	月支払金額 A	所得税率 (乙欄適用) B	源泉所得税 C = A × B	月数 D	所得税額 E = C × D
H22. 1～H24. 12	5,000 円	3.000%	150 円	36 月	5,400 円
H25. 1～H26. 12	5,000 円	3.063%	153 円	24 月	3,672 円
計					9,072 円

※1名については、平成26年以降も、主たる勤務先に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出するため、センターに申告書の提出ができず、乙欄の税率が適用される。

<参考>

○ 所得税法

(給与所得)

第28条 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。

2 以下 略

(源泉徴収義務)

第183条 居住者に対し国内において第28条第1項(給与所得)に規定する給与等(以下この章において「給与等」という。)の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

2 略

(源泉徴収義務)

第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

一 略

二 弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金

三以下 略

2 以下 略

(4) 人件費・旅費

【指導事項】 職員の手当が過支給となっていたもの（合規性）

該当機関 総務部総務事務管理課

扶養手当については、支給されている職員が更に扶養親族を有することとなった場合、届出が事実発生日から15日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月（届出を受理した日が月の初日のときはその月）から、支給額が改定される。

総務事務管理課では、平成26年5月15日に出生し、6月5日に届出を受理した職員の第2子に係る扶養手当について、届出が事実発生日（出生日）から15日を経過した後になされているにもかかわらず、同年6月分から支給していた。

このため、第2子に係る扶養手当6,500円のほか、扶養手当の額が算定基礎となっている地域手当435円及び平成26年6月期分の期末手当8,495円が過支給となっていた。

・ 過支給額と内訳

扶養手当	6,500円
地域手当	435円
期末手当	8,495円
合 計	15,430円

<参考>

○ 扶養手当に係る支給額の改定について

届出の事由	届出が事実発生日から15日以内	届出が事実発生日から15日経過後
扶養手当を受けている職員が更に扶養親族を有するに至った場合	事実が生じた日の属する月の翌月から支給額を改定（事実発生日が月の初日のときはその月から支給）。	届出を受理した日の属する月の翌月から支給額を改定（届出を受理した日が月の初日のときはその月から支給）。

【指導事項】 週休日における勤務について、必要な手続が行われていなかったもの（合規性）

該当機関 心身障害者コロニー

本県では、一部の職員を除き、職員の1日の勤務時間を7時間45分、1週間の勤務時間を38時間45分として、週休日（日曜日及び土曜日）を除いた月曜日から金曜日までの期間において勤務時間を割り振っている。

このため、週休日に勤務を命ずる場合には、原則、1週間の勤務時間38時間45分を超えないよう、同一週（日曜日から土曜日まで）に振替えを行うこととされ、やむを得ず同一週に振替えができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超える場合、その超えた時間数について所定の時間外勤務手当が支給されることとなる。

また、週休日の振替えに伴い時間外勤務手当が支給される場合には、週休日の振替え申請とともに、時間外勤務についても当該職員がアイシステム等により申請し、上司の承認を得る必要がある。

心身障害者コロニーの運用部、こばと学園及び発達障害研究所では、平成26年4月から9月までの間、週休日の振替えの手続は行われていたものの、同一週に振替えができず、勤務を命じた週の勤務時間が38時間45分を超える場合に支給される時間外勤務手当（勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額）に係る手続が行われておらず、結果として、時間外勤務手当122,468円が未支給となっていた。

- ・ 対象人員 16人（延べ35件）
- ・ 総勤務時間数 196時間
- ・ 支給不足額 122,468円

<参考>

○ アイシステム

職員が自らパソコンで入力し、直接総務事務センターへ送信することにより、次のような各種手続の申請や承認を行うためのシステム。「総務事務システム」の通称。

- ・ 週休日の振替え、時間外勤務命令
- ・ 旅行命令申請、旅費の請求
- ・ 年次休暇の届出、特別休暇等の申請
- ・ 手当に係る届出（通勤手当、住居手当、扶養手当） など

○ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。(後略)

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。(後略)

3 任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、前2項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日(中略)を設ける場合に限り、人事委員会規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

4 任命権者は、職員に第1項又は前項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

○ 職員の給与に関する条例
(時間外勤務手当)

第15条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。

2及び3 略

4 (略)勤務時間条例第3条第4項の規定により、あらかじめ同条第2項又は第3項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)について、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。(後略)

5以下 略

○ 時間外勤務手当等に関する規則
(時間外勤務手当の支給割合)

第2条 1及び2 略

3 条例第15条第4項の人事委員会規則で定める割合は、100分の25とする。

**【指導事項】 週休日における勤務について、必要な手続を誤っていたもの
(合規性)**

該当機関 城山病院

職員に対して週休日に勤務を命ずる場合において、その勤務時間が4時間未満のときは、週休日の振替えを行うことができないため、勤務時間分の時間外勤務手当を支給することとされている。

しかし、城山病院では、次の表のとおり週休日に職員に対して4時間未満の勤務を命じたが、誤って当該勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととし、結果として時間外勤務手当 20,358 円が未支給となっていた。

○ 週休日における勤務命令日等

職員	勤務命令日	勤務させなかった日	時間外勤務手当	
			時間数	未支給額
A	H26. 11. 30(日) 16:00~19:00	H26. 12. 3(水) 14:30~17:30	3	11,031円
B	H26. 11. 30(日) 16:00~19:00	H26. 12. 2(火) 14:30~17:30	3	9,327円

【指導事項】 職員の手当が過支給となっていたもの (合規性)

該当機関 警察本部留置管理課

留置管理課では、平成27年3月に、扶養手当を受給している職員の子が扶養親族の要件を喪失した旨の届出を受理し、給与管理システムにより当該子に係る手当を打ち切るための処理を行ったが、同年4月以降も扶養親族の子に係る加算額(5,200円/月)のみ、職員に支給されていた。

このため、扶養手当15,600円のほか、扶養手当の額が算定基礎となっている地域手当1,326円及び期末手当6,912円が過支給となっていた。

これは、給与管理システム上の問題により、扶養手当認定簿が誤った内容で処理されているにもかかわらず、確認が不十分であったことが原因である。

・ 過支給額と内訳

扶養手当	15,600円	(平成27年4月~6月分)
地域手当	1,326円	(平成27年4月~6月分)
期末手当	6,912円	(平成27年6月分)
合 計	23,838円	

<参考>

○ 職員の給与に関する条例
(扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族は、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

三 60歳以上の父母及び祖父母

四 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

五 身体又は精神に著しい障害がある者で人事委員会規則で定めるもの

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については15,100円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については一人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち一人については11,000円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,200円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 略

(5) 財産・物品

【指導事項】毒物及び劇物について、適正な保管・管理が行われていなかったもの（合規性）

該当機関 環境調査センター、水産試験場、東三河水道事務所、木曽川高等学校、碧南工業高等学校、東海南高等学校

毒物及び劇物は、適正な保管・管理を怠ると盗難、誤用による生命に関わる健康被害の発生といった事態が懸念されることから、毒物及び劇物を業務上取り扱う者には、毒物及び劇物取締法に基づき、適正な保管、表示、廃棄等が義務付けられている。

また、「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和52年3月26日付け薬発第313号厚生省薬務局長通知）では、毒物及び劇物の使用量の把握や在庫量の定期的点検を行うことなど、具体的な保管・管理の方法が示されている。

しかし、次の機関においては、水質試験、実験等に使用する毒物及び劇物について、適正な保管・管理が行われていなかった。

該当機関	内 容
環境調査センター	<ul style="list-style-type: none">メタノール 5000（劇物）について、毒劇物等取扱責任者の不在時に、要領で定められた薬品払出票が提出されていないにもかかわらず払い出され、受払簿の記帳も失念していたことにより、受払簿に記載されている数量（7本）と在庫数量（4本）が相違していた。アセトニトリル HPLC（劇物）及びメタノール 300（劇物）について、使用中のもの各1本が受払簿に記載されていなかった。受払簿では毎月末の定期的点検がなされていることとなっているが、点検の形骸化が疑われるものであった。
水産試験場	<ul style="list-style-type: none">アジ化ナトリウム（毒物）について、払出時の記帳を失念したことにより、受払簿に記載されている数量（202.5g）と在庫数量（197.5g）が相違していた。毎月末の定期的点検において、当該月に受払のあった毒物及び劇物しか在庫数量の確認をしていなかった。

東三河水道事務所	<ul style="list-style-type: none"> 豊橋南部浄水場において、硫酸（劇物）が容器の口に検査用器具を設置した状態で、常時、検査卓上に置かれ、施錠可能な保管庫内に保管されていなかった。
木曾川高等学校	<ul style="list-style-type: none"> アンモニア（劇物）について、受払簿に記載されている数量（620g）と在庫数量（580g）が相違していた。受払簿では月1回以上の定期的点検がなされていることとなっているが、この状態は年度当初から約9か月間続いており、点検の形骸化が疑われるものであった。
碧南工業高等学校	<ul style="list-style-type: none"> 水酸化ナトリウム（劇物）について、受払簿に記載されている数量（912g）と在庫数量（954g）が相違していた。受払簿では月1回以上の定期的点検がなされていることとなっているが、この状態は年度当初から約7か月間続いており、点検の形骸化が疑われるものであった。
東海南高等学校	<ul style="list-style-type: none"> メタノール（劇物）について、受払簿に記載されている数量（355ml）と在庫数量（約250ml）が相違していた。受払簿では月1回以上の定期的点検がなされていることとなっているが、この状態がいつから続いているか不明であり、点検の形骸化が疑われるものであった。

<参考>

○ 毒物及び劇物取締法

（目的）

第1条 この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

（毒物又は劇物の取扱）

第11条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

3 以下 略

（業務上取扱者の届出等）

第22条 1～4 略

5 第11条、第12条第1項及び第3項、第16条の2並びに第17条第2項から第5項までの規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び第1項に規定する者以外の者であつて厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する。（後略）

6 以下 略

- 「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和52年3月26日付け薬発第313号厚生省薬務局長通知）
- 1 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)第11条第1項に定める措置として次の措置が講じられること。
 - (1) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のもとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。
 - (2) 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。
 - 2 毒物劇物取扱責任者の業務については、昭和50年7月31日薬発第668号薬務局長通知「毒物劇物取扱責任者の業務について」により示されているところであるが、さらに毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じたの使用量の把握を行うよう指導されたいこと。

なお、特定毒物研究者についても同様の措置を講ずるよう指導されたいこと。
 - 3 法第22条第5項に定める者（劇物及び毒物を業務上取り扱うもの）についても毒劇物を貯蔵、陳列等する設備等の保守点検を十分行うとともに、前記2の措置を講ずるよう指導されたいこと。

(第3 監査意見「5 毒物及び劇物について、適正な保管・管理を求めるもの」参照)

【指導事項】長期にわたり公用車使用承認・公用車運転日誌の確認がなされていないもの（合規性）

該当機関 城山病院

公用車使用承認・公用車運転日誌は、公用車の車両ごとに、運転時間、運行経路、走行距離などの運行状況や車両の整備状況を運転者に記載させ、使用日ごとに所属長等が押印により確認することとされている。

城山病院では、4台の公用車を保有しているが、そのうち1台に備え付けられている公用車使用承認・公用車運転日誌について、平成26年4月から平成27年3月までの間、運行状況等は記載されていたものの、所属長等による押印がなされておらず、長期にわたり管理監督者による運行状況等の把握がなされていなかった。

<参考>

- 「自動車運転日誌の整備について」（昭和36年10月17日付け36出第979号・庁中各課長、各かい長あて出納長通知）
 - 1 自動車運転日誌（以下日誌という）は乗用自動車（主として乗用に供されるステーションワゴン及びライトバン等をも含む）についてその使用箇所に設備すること。
なお上記以外の自動車については必要に応じ適宜設備すること。
 - 2 及び3 略
 - 4 日誌は毎日運転手が記載し所属長までの認印を受けること。

【指導事項】行政財産の使用許可の手続を行わずに施設を使用させていたもの（合規性）

該当機関 あいち小児保健医療総合センター

病院事業庁所管の各病院において、事業者に行政財産を使用させる場合には、愛知県病院事業庁固定資産管理規程に基づいた使用許可の手続が必要である。

あいち小児保健医療総合センターの1階には、タクシー会社に通話料無料でつながる専用電話が2台設置されているが、事業者が電話を設置するために必要な行政財産の使用許可の手続が行われていなかった。なお、この状態は平成13年11月の開設当初から続いているものであった。

また、電話回線使用料は、電話を設置した各タクシー会社により支払われているものの、行政財産の利用者が負担すべき電気料金の実費（年間数百円）については、あいち小児保健医療総合センターが負担していた。

<参考>

- 愛知県病院事業庁固定資産管理規程（行政財産の使用許可）
第17条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる。
 - (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
 - (2) 病院を利用する者のため食堂・売店等を設置させるとき。
 - (3) 運輸事業、通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業その他公益事業の用に供するために使用するとき。
 - (4) 以下 略

(使用許可の手続)

第19条 行政財産の使用許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書(様式第8)を事業庁長等に提出しなければならない。

2 事業庁長等は、行政財産の使用を許可しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を作成しなければならない。

(1)以下 略

3 事業庁長等は、行政財産の使用を許可するときは、申請者に許可書を交付しなければならない。

4 略

**【指導事項】物品の廃棄に当たり、必要な手続が行われていなかったもの
(合規性)**

該当機関 議会事務局総務課

愛知県財務規則では、所属において、管理換えをすることができない物品又は使用することができない物品が生じたときは、不用決定の手続を行った後、売払いや廃棄処分をすることとされている。

しかし、議会事務局総務課では、不用決定の手続を行わずに物品を廃棄していた。

○ 不用決定の手続をせずに廃棄した物品(2点 529,940円)

品名	数量	取得年月日	取得金額
録音・再生装置	1台	昭和63年5月20日	290,000円
録音・再生装置	1台	平成10年11月12日	239,940円

<参考>

○ 愛知県財務規則
(不用の決定等)

第119条 収支等命令者は、管理換えをすることができない物品又は使用することができない物品が生じたときは、不用決定調書(様式第64)により不用の決定をしなければならない。

2 収支等命令者は、前項の規定により不用の決定をした物品のうち、売払いをすることが不利又は不適當であると認めるもの及び売払いをすることができないものは、廃棄することができる。

3 以下 略

(6) 委 託

【指導事項】 委託業務契約の締結前に業務が行われていたもの（合規性）

該当機関 東三河農林水産事務所

東三河農林水産事務所（豊橋市八町通）では、東三河農業普及指導センター（同市飯村町）で不要となった産業廃棄物や一般廃棄物の収集・運搬及び処分業務を業者に委託している。これらの業務について、契約事務は本所の総務課で行われ、廃棄物の収集時は所在地が異なるセンターの職員で対応している。

平成 26 年 4 月における当該業務の実施状況を確認したところ、契約を締結する前であるにもかかわらず、業者の現場作業員により、収集・運搬及び処分業務が行われていた。

このような事例が発生した原因は、本所の総務課とセンターとの連絡が不十分で、年度当初の収集・運搬日では未契約であるとの情報が伝わっていなかったことにある。また、業者からの見積徴取日を 4 月 1 日としながら、契約日を 4 月 23 日としており、年度当初から役務の提供が必要なものについては、速やかな契約事務手続を行うべきであった。

○ 契約の内容等

① 産業廃棄物処理委託契約（廃プラスチックの収集・運搬）

契 約 方 法	随意契約（3者による見積競争）
契 約 締 結 日	平成 26 年 4 月 23 日
契 約 単 価	収集・運搬 3,240 円／回
契約前の処理実績	平成 26 年 4 月 9 日（1 回）

② 産業廃棄物処理委託契約（廃プラスチックの処分）

契 約 方 法	随意契約（4者による見積競争）
契 約 締 結 日	平成 26 年 4 月 23 日
契 約 単 価	処分 8,400 円／m ³
契約前の処理実績	平成 26 年 4 月 9 日（0.04 m ³ ）

③ 一般廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約

契 約 方 法	随意契約（3者による見積競争）
契 約 締 結 日	平成 26 年 4 月 23 日
契 約 単 価	3,456 円／回
契約前の処理実績	平成 26 年 4 月 4 日・11 日・18 日（3 回）

(7) 工 事

【指摘事項】 工事請負契約に係る事務手続が不適切であったもの（合規性）

該当機関 豊川保健所

予算を伴う事業の執行に当たっては、執行しようとする事務事業ごとに、その実施方法、内容、契約方法等について、あらかじめ執行伺を作成後、見積書を徴取することとされている。

しかし、豊川保健所蒲郡保健分室の修繕工事に係る執行伺においては、執行伺の起案日より後の日付が記された2通の見積書が既に添付され、請負業者を決定する内容となっていた。

また、契約締結時に作成する支出負担行為決議書に添付された契約書（案）の工期と、実際に請負業者と締結した契約書の工期が異なっていた。

さらに、請負業者から提出された請求書に記載されている地番が契約書の地番と相違しているにもかかわらず、請求書を受理し、支払を行っていた。

同保健所において、執行伺の作成、見積書の徴取、支出負担行為決議（契約伺）、契約の締結、適法な請求書を受理といった手続が、それぞれの段階において適切に行われていなかったのは、単に担当職員の知識の欠如や不注意にとどまらず、組織としてチェック体制が機能していなかったためである。

○ 豊川保健所の事務処理

・ 執行伺と見積書の日付

執行伺の起案日 平成 26 年 8 月 7 日

見積書の提出日（執行伺に添付） 平成 26 年 8 月 12 日

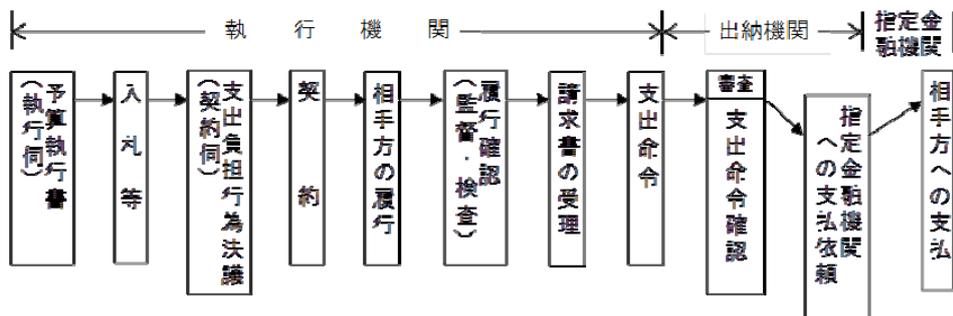
・ 工 期

支出負担行為決議書（契約書(案)） 平成 26 年 9 月 1 日～12 月 31 日

契約書 平成 26 年 9 月 1 日～11 月 30 日

<参考>

○ 契約に係る会計事務の基本的な流れ



○ 工事請負契約の内容

- ・工 事 名：三河港務所蒲郡出張所連窓取替え工事
- ・工事場所：豊川保健所蒲郡保健分室
- ・請負金額：2,349,000 円
- ・契約工期：平成 26 年 9 月 1 日～平成 26 年 11 月 30 日
- ・契約方法：随意契約（2 者による見積競争）

○ 会計事務の手引（支出編）

[予算執行書（執行伺）の記載事項及び留意事項]

予算執行書の様式（様式第 12）の記載事項の内容については、次のとおりです。

なお、かいの場合、執行伺に記載する内容については、予算執行書に規定する記載事項の内容を参考にしてください。

記載事項	内 容
執行の内容	執行の主要事項を記載する。 例：会議の開催ならば目的、日時、場所、出席者、課題、経費（積算内容も含む。）等がこれに当たる。
執行理由又は執行に至る経緯	根拠法令の制定又は改正に関する場合、その内容を記載する。 事業執行の場合、執行理由又は執行に至るまでの経緯
執行の結果	執行した結果の行政効果等特記事項を記載する。
関連措置	当該予算の執行に伴い関連する措置内容を箇条書きで列挙する。 なお、通知文等は案文で示すが、別途起案する場合はその旨記載する。 (例) 関係機関(者)に対する通知、契約を締結する場合は契約方法とその理由、依頼又は連絡事項等
執行経過予定	入札、見積り、支出負担行為、支出の時期などの今後の計画等を記載する。
予算	当該事業についての予算額、執行額、差引額、差引額に対する処置、財源、特定財源の収入措置、科目その他必要な事項を記載する。
その他	参考事項を適宜記載する。

○特に記載の必要のない項は、省略することができる。

○なるべく簡潔に記載し、詳細な説明を要するものは別紙とする。

**【指導事項】 道路改良工事請負契約において、設計金額に誤りがあったもの
(合規性)**

該当機関 西三河建設事務所

西三河建設事務所では、岡崎市檜山町地内で施工する道路改良工事において、工期の短縮を図るために、U形擁壁工の鉄筋工については、昼夜2交代制（第1班 6:00～15:00、第2班 15:00～24:00）による作業を採用した。

鉄筋工の積算については、「積算基準及び歩掛表」によれば、鉄筋数量を通常作業と夜間作業（20:00～6:00）の作業時間数に応じて按分し、通常作業に適用される「基準単価」あるいは夜間作業に適用される「夜間割増単価」に乗じて算定することとされている。

本件工事においては、通常作業は12時間（6:00～20:00のうち、休憩時間2時間を除く。）、夜間作業は4時間（20:00～24:00）であり、通常作業と夜間作業の時間数の割合は、本来3対1となるものであった。

ところが、同所では、誤って第2班の作業全体を夜間作業として、1対1の割合で按分していたことから、「夜間割増単価」の対象数量が過大となり、設計金額において163,080円の過大積算となったものである。

区 分	金額（税込）	備 考
契約金額	71,388,000 円	
誤った設計金額	74,478,960 円	通常作業：夜間作業＝1：1 第1班 6:00～15:00 通常作業8時間 第2班 15:00～24:00 夜間作業8時間
正しい設計金額	74,315,880 円	通常作業：夜間作業＝3：1 第1班 6:00～15:00 通常作業8時間 第2班 15:00～24:00 通常作業4時間 夜間作業4時間
設計金額の差	163,080 円	

※作業時間帯から休憩時間1時間が除かれている。

(8) 補助金

【指摘事項】 補助金の返還命令を失念していたもの（合規性）

該当機関 産業労働部中小企業金融課

中小企業金融課は、公益財団法人あいち産業振興機構（以下「機構」という。）が中小企業支援法等に基づいて行う中小企業支援事業に対し、中小企業総合支援事業費補助金を交付している。同課では、平成 26 年度当初に補助金の交付決定を行い、機構からの請求に基づき、毎月、補助金の所要額を機構に対して概算払している。

愛知県補助金等交付規則では、補助事業の完了後は実績報告書を受領し、内容を調査の上、交付すべき補助金の額を確定するよう定められている。また、確定した額を超える補助金が既に交付されている場合には、期限を定めて、補助事業者に補助金の返還を命ずるものとされている。

しかし、同課においては、平成 27 年 5 月に補助金の額を確定した後、確定した額を超える補助金が交付されているにもかかわらず、出納整理期間を過ぎても、機構に対して補助金の返還を命じていなかった。

○ 補助金の額の確定内容

交付決定額	427,426,000 円
概算払済額	427,426,000 円
補助金の確定額	424,516,465 円
残額（要返還額）	2,909,535 円

<参考>

○ 愛知県補助金等交付規則 （補助金等の額の確定）

第14条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書及び関係書類の審査並びに必要な応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。

（補助金等の返還）

第17条 略

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 地方自治法施行令
(歳出の会計年度所属区分)

第143条 歳出の会計年度所属は、次の区分による。

一～三 略

四 工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があつた後支出するものは、当該行為の履行があつた日の属する年度

五 略

2 略

- 出納整理期間

会計年度末までに収入・支出するものとして確定した債権・債務について、未収・未払となっている現金の出納上の整理を行うために設けられている期間で、会計年度終了後の4月1日から5月31日までの2か月の期間をいう。

(9) 事務事業

【指摘事項】行政処分が違法とされたことから、多額の損害賠償金が支払われたもの（合規性）

該当機関 環境部資源循環推進課

県が平成22年2月15日付けで行った産業廃棄物処理施設の設置許可取消処分が違法であることを理由として損害賠償請求訴訟が提起されたが、控訴審において和解が勧告されたことから、これに応じ、県は、処分の相手方と和解し、平成27年4月1日、13億8,600万円の損害賠償金を支払った。

当該取消処分については、一審判決により違法なものとされ、控訴審においても、改善命令が、改善不要な検査項目まで改善を命じており、命令の要件を欠く違法なものであり、この改善命令に対する違反を理由としてなされた取消処分も違法である旨の心証が示された。

(第3 監査意見「4 不利益処分に当たって、適法性の確保を求めるもの」参照)

(10) その他

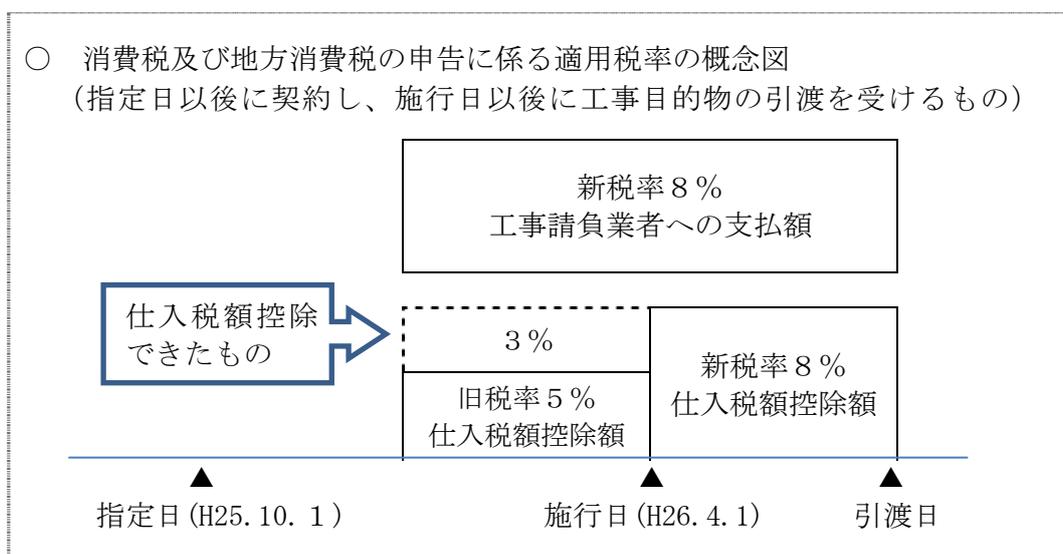
【指摘事項】消費税及び地方消費税の額の契約書への記載を誤るとともに、仕入税額控除に係る必要な措置を行わなかったもの（合規性）

該当機関 企業庁総務課、経営管理課

企業庁では、平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に締結した建設工事契約等で同年 4 月 1 日以後の日を完了工期とするものについては、同年 4 月 1 日から改定される消費税率 8 %（地方消費税率を含む。）を適用して契約金額を算定し支払うこととしたが、契約書には、消費税率 8 %による消費税及び地方消費税の額を記載せず、平成 25 年度の出来高予定額については消費税率 5 %により、平成 26 年度の出来高予定額については消費税率 8 %により消費税及び地方消費税の額を算定し、その合計額を契約書に記載していた。

また、当該平成 25 年度の出来高分については、平成 25 年度の消費税及び地方消費税の申告の際に、消費税率 5 %により算定した額により仕入税額控除を行ったため、契約金額を算定した際の消費税及び地方消費税の額と当該仕入税額控除額との間で 3 %分の差異（41,067,969 円）が生じていたが、この差異を解消するため、平成 26 年度の消費税及び地方消費税の申告において、改めて新税率 8 %により仕入税額控除を行うための措置を行わなかった。

<参考>



【検討事項】工事の請負契約において契約により定められた材料とは異なる材料が使用されることを防止するため、請負契約上の必要な措置及び工事の監督の方法等について検討を求めるもの（有効性）

該当機関 企業庁総務課、企業誘致課、工務調整課

企業庁が平成 13 年度に発注した衣浦港 3 号地における臨海用地造成事業護岸工事に係る地盤改良工事において、請負契約により定められた材料（砂）とは異なる材料が使用されたため、地中に固結物が生じたことから、同地において廃棄物最終処分場を設置するため行われた他の工事の施工に支障が生じ、工事費 41 億 1,432 万 2,000 円を要する対策工事が必要とされた。

企業庁は、訴訟により、請負業者らに対し、請負契約上の瑕疵担保責任等に基づく損害賠償を請求したが、判決では、砂以外のものが一切使用されないことが契約の重要な内容となっていたものとは認められず、また、その混入量等が明らかでなく、不等沈下等の起こる可能性がどの程度存在するか不明であるなどとされて、工事の目的物に瑕疵があるものとは認められず、請負業者らの責任は否定された。

このように、請負契約により定められた材料とは異なる材料が使用され、それにより、工事の目的の達成及び工事後の地盤の安全性に疑義が生じ、更に多額の費用を要する対策工事が必要とされたにもかかわらず、請負業者らの契約上の責任を問うことができなかつたことについては、混入量等の立証が十分にできなかつたことによるほか、請負契約において、異なる材料の使用を排除するための措置が十分でなかつたことによるものと認められるので、請負契約上の必要な措置について検討されたい。

また、本件のように、一旦異なる材料が使用されてしまうと、その責任追及が難しく、また、多額の費用を要する対策工事を必要とすることにもなり得ることから、そのような事態の発生を防止するために行う工事の監督の方法等についても検討されたい。

第3 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき付す監査意見は、次のとおりである。

1 資金前渡（公共料金口を含む。）に関する事務について、適正な事務処理を求めるもの（合規性）

該当機関 全庁

資金前渡は、特定の経費について、支出方法の特例の一つとして認められているものであり、通常の支払方法では支障がある場合にその支払に適した者に資金を交付して、支払をさせることができるものである。

資金前渡により資金の交付を受けた資金前渡員は、その資金を単に出納保管するにとどまらず、経費の目的に従い正当債権者に対して適正に支払をしなければならない。

また、収支等命令者はそれに合わせ、資金の交付などの手続を確実に進める必要がある。

しかしながら、今回の定期監査において、公共料金を資金前渡員口座に入金するための支出命令手続を失念したために支払期限までに支払ができなかったもの、資金前渡員口座に振り込まれた給与等が長期間職員に支給されなかったもの、資金前渡員口座に入金された資金が出金されず、私費で立替払がされていたものなど資金前渡に係る事務手続が適正に行われていない事例が見受けられた。

通常支払は会計管理者などから直接正当債権者に支払をするものであるが、資金前渡は特定の場合に資金前渡員に資金を交付して支払う手続であることから、資金前渡員のみならず、その手続に関わる全ての職員がそれぞれの役割を自覚し、法令等を遵守した適正な事務処理に努められたい。

2 契約事務について、適正な執行の確保を求めるもの（合規性）

該当機関 全庁

修繕工事に係る契約において、変更契約を締結するために必要な手続を行わずに追加工事を施工させ、追加工事費の一部を別の工事契約において工事代金に上乗せして支払っていたという、契約事務において、あってはならない悪質

な事例があった。

不適正な経理処理問題の発覚以降、二度と同じようなことを起こさないようにするため、経理処理の適正化に向けた様々な取組がなされているところであるが、こうした中で、このような事例が発生したことは、県民の信頼を著しく損なうものであり、誠に遺憾である。

については、所属長等管理監督者を含めた職員全体のコンプライアンス意識の徹底に一層取り組むとともに、契約事務の各段階におけるチェック体制の強化を図るほか、地方機関における契約事務が適正に行われているかについての部局による指導・確認を充実するなど、内部統制を徹底することにより、契約事務について適正な執行を確保されたい。

3 県に事務局を置く任意団体について、適正な会計処理を求めるもの（合规性・経済性・有効性）

該当機関 任意団体を所管する部局

平成26年度に県に事務局を置く協議会、協会、実行委員会、研究会、PTA等の各種任意団体について監査を実施した。

その結果、担当者一人が会計事務を行い、複数名による組織的な確認が十分なされていない団体や監事監査を適正に実施していない団体が見受けられた。任意団体の会計処理に当たっては、複数名による会計事務の確認や監事監査による内部点検を確実に実施されたい。

また、県費で負担金を支出している任意団体に関して、当該年度の収入・支出額に比べて次年度繰越金が2倍を超える任意団体も見受けられた。県費を有効に活用するため、県負担金額の見直し、任意団体の事業内容の見直し、繰越金の長期的な活用計画等を検討されたい。

県立学校においては、施設・設備の維持管理に要する経費等、県費で負担すべき費用についてPTA会計で負担している例も見受けられた。県費とPTA会計等の私費の区別基準は、教育委員会の定める私費会計の会計処理基準において明記されているところである。同基準に従い、県費支出とPTA会計の支出は明確に峻別^{しゅん}されたい。

4 不利益処分に当たって、適法性の確保を求めるもの（合規性）

該当機関 不利益処分を行う部局

県が行った行政処分が違法とされたことから、多額の損害賠償金を支払った事例があった。

県の行政が適法に行われるべきであることは当然であるが、取り分け、取消処分等の不利益処分を行う際には、処分の相手方の権利や利益を侵害する可能性があることから、適法性を確保することが極めて重要となる。

については、不利益処分を行うに当たっては、法令の解釈等の検討を十分にを行い、慎重に判断することにより、その適法性の確保に努められたい。

5 毒物及び劇物について、適正な保管・管理を求めるもの（合規性）

該当機関 毒物及び劇物を保管・管理する部局

毒物及び劇物は、適正な保管・管理を怠ると盗難、誤用による生命に関わる健康被害の発生といった事態が懸念されることから、業務上取り扱う者には、毒物及び劇物取締法に基づき適正な保管、表示、廃棄等が義務付けられている。

毒物及び劇物の保管・管理については、これまでも繰り返し注意改善を必要とする事項として取り上げ、また、監査意見を付して、適正な保管・管理及び取扱機関を所管する部局における適切な指導がなされるよう求めてきているところであるが、今回の定期監査において、依然として、保管・管理が適正に行われていない事例が多数見受けられた。

については、毒物及び劇物の保管・管理を行っている取扱機関においては、管理責任者がその取扱者に対して、再度、意識の徹底を図るように適切に指導するなど、取得から廃棄までの各段階において、法令等の規定に基づき、毒物及び劇物の適正な保管・管理に努められたい。

また、取扱機関及び取扱機関を所管する部局においては、毒物及び劇物の適正な保管・管理に必要な設備等の整備を行われたい。

併せて、取扱機関を所管する部局においては、取扱機関に対する適切な指導に努められたい。

6 新公会計制度について、正確な財務諸表の作成に向けて一層の取組を求めるもの（合規性・有効性）

該当機関 総務部、建設部、会計局

平成27年7月21日に、会計局から提出された平成26年度財務諸表について、整合性や勘定残高の正確性を監査したところ、関係部局との連携が不十分であったことから、他会計の財務諸表と不整合が生じており、借入金の計上において、流動負債と固定負債の区分誤りが見受けられた。

また、期中の会計処理については、職員の知識不足による誤りが見受けられ、特に仕訳における資産と費用の計上誤りや資産管理システムへの登録漏れといった資産計上に関わる誤りが散見された。

新公会計制度の導入目的は、説明責任の充実やマネジメント力の強化であり、「しなやか県庁創造プラン（愛知県第六次行革大綱）」において、財務情報の分かりやすい開示及び行政評価や予算編成、資産マネジメントへの活用が掲げられていることから、財務諸表の情報の正確性が求められているところである。

については、財務諸表の正確な作成のため、関係部局との連携を密にするとともに、引き続き、職員の指導の充実に取り組まれない。

7 看護修学資金貸付金の返還免除又は返還の手続が行われていない者の早期解消及び適切な債権管理を行うための体制の確立を求めるもの（合規性）

該当機関 健康福祉部

看護修学資金貸付金は、貸与を受けた者の修学状況又は卒業後の状況によって返還免除又は返還となることが定まる制度であることから、貸与を受けた者は、県に修学状況又は卒業後の状況を明らかにする書類を提出しなければならないこととされている。

しかし、今回の定期監査において、貸与を受けた者からの書類が提出されていない状態が放置されたため、多額な貸付金額についての返還免除又は返還の手続が行われていない者が多数存在することが明らかとなった。

このことは、一部の職員により認識されていたが、長期間、組織としては認識されず、課題を解決するための組織的な対応は行われてこなかった。

については、多数の返還免除又は返還の手続が行われていない者の早期解消に

取り組まれない。また、今回明らかになった事態について十分な検証を行った上で、今後こうした事態を二度と起こさないようにするため、貸与を受けた者の状況を確実に把握して、適切な債権管理を行うための体制を確立されたい。

8 看護修学資金貸付金以外の貸付金で貸付けの目的が達成されたときに返還を免除する制度を有する貸付金について、返還免除又は返還の手続を促進するよう求めるもの（合規性）

該当機関 県民生活部、健康福祉部

看護修学資金貸付金以外の貸付金で貸付けの目的が達成されたときに返還を免除する制度を有する貸付金について監査した結果、私立高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金において、貸与を受けた者から返還に係る書類が提出されておらず返還の手続が遅滞しているものが、介護福祉士等修学資金貸付金において、貸与を受けた者から就業後の届出が提出されていないもの及び返還免除等に係る書類が提出されておらず返還免除等の手続が遅滞しているものが見受けられた。

これらについては、年に1回は文書による督促が行われていたが、中には5年以上遅滞しているものも見受けられた。

については、関係各部局においては、貸与を受けた者の状況把握に一層努め、手続未了者に対する取組を強化し、返還免除又は返還の手続の促進に努められたい。